

DIO

連合総研レポート

2010年10月1日

No.253

DATA資料 INFORMATION情報 OPINION意見

CONTENTS

特集

財政問題を考える—消費税論議の何が問題なのか

財政再建と経済再生の切り札は雇用拡大

小野 善康 4

財政と社会保障における消費税

宮島 洋 8

世代間公平から見た消費税増税

井堀 利宏 11

寄稿

税と社会保障一体改革が必要

森信 茂樹 14

巻頭言 2

政権交代から一年、 猛暑の中、熱い二つの選挙

視点 3

資源循環型経済へ向けた 中小企業の取り組みを

報告 18

医療人材の確保・育成に関する研究委員会 I —「医療人材の確保・育成に関する課題 I」報告書—

理事会・評議員会報告 22

「2010年度事業計画・予算」を承認 —第61回・62回理事会、第54回評議員会報告—

報告 24

2010年度主要研究テーマ

今月のデータ 28

厚生労働省「平成 20 年所得再分配調査」 当初所得格差は過去最大、再分配によるジニ係数の改善度も過去最高

ご案内 30

主催：連合総研・教育文化協会・連合 第23回「連合総研フォーラム」のご案内 — 2010～2011 年度経済情勢報告—

事務局だより 32

熱い二つの選挙 政権交代から一年、 猛暑の中、

連合総研所長
薦田隆成

煙草の大幅増税などの成果につながった政権交代から一年が過ぎた。参議院選挙の結果、地方政治や諸外国では珍しくない「ねじれ」現象が国会に再現した。選挙を前に、大与党と大野党の両党首が揃って、「消費税率10%」を唱えるのを聞いて、消費税率5%への引き上げを決めた法律が成立した1994年秋を思い出した。これは、自社さ三党による村山「大連立政権」の成果の一つであり、現首相は当時、与党の政調会長であった。この税率引き上げは、法成立から約2年半後の、1997年4月に当初予定通り実施された。その時の連想で行ければ、「2014年度から消費税率10%」が、共通番号制の導入方針と併せて、来春にも決まるのではないか、と思った次第である。

与党第一党の党首選挙が8年ぶりに本来方式で実施され、巨頭の正面对決となった。幸い、「さあ、第四の道!」になってしまう事態や衆院解散は避けられたようだ。今臨時国会では、連立組み替えの練習も行われるだろうが、4月以来久方ぶりに、通算52回目の党首討論が開催される。過去に野党側で登場した人が首相として党首討論に臨むのは二人目である。野党側では、今回新たな顔も登場する。

「3段構えの経済対策」の二段目として提出される平成22年度補正予算を今国会で、そして、年内編成が予定される23年度予算と一連の日切れ法案を通常国会で成立させれば、現首相の在任期間は、前首相を超える。来年4月には統一地方選挙が行われるが、全国の有権者が、「地域主権」について真剣に考える機会となればいいと思う。

米国の国勢調査局が、今年の貧困率14.3%を発表したが、日本でも国勢調査が始まった。セーフティネットの整備を進めるためには、5年毎の全国人口の全数調査という貴重な機会を逃してはならない。前回2005年国勢調査の際には、その速報値に基づいて前年までの

推計人口を算出する作業の大幅前倒しが大臣命令として出され、「前年に比べて人口が減少したのは戦後初めて。」と、にぎやかに発表された。今回はそんなパフォーマンスでなく、真の政治主導の下で初めて行われる国勢調査だから、全数調査の利点を生かし、万全のセーフティネット整備に必要な、貧困の実態の詳細な把握に役立つ情報が得られることを大いに期待している。

なお、セーフティネットという言葉が世に普及する大きな契機となったのは、2001年6月に閣議決定された、いわゆる「骨太の方針」第一号である。雇用に関しては特に、不良債権処理の影響に備えたセーフティネットの充実が採り上げられ、また、社会保障制度は国民の生涯設計における重要なセーフティネットである旨が何度も強調されていた。

「セーフティネットに守られたモラルハザード銀行」と陰で呼ばれた銀行が、ついに経営破綻した。1971年に創設された貯金保険制度のペイオフ制は、金融不安が続いた、世紀をまたぐ10年ほどの凍結期間を含めてずっと発動されてこなかったが、9月に第一号が適用された。日本もこの面でようやく先進国の仲間入りをしたといえるかも知れない。

事実上、現政権与党が就任させた日銀総裁は、デフレの中で任期半ばを迎えている。百年に一度と言われた世界金融危機を招来したリーマンショックから2年が経過した。この間、日本のみならず世界各国で、積極的な財政出動が政府によって速やかに取り組まれ、実施に移された。また、いろんな国で、政権の交代を国民が選択した。政権交代はそれ自身が目的であるはずはなく、成立した政権が、何を目標とし、どのような政策を実施するかが重要である。「脱△△△△」というような言葉遣いがいつまで続くのであろうか。GDPで中国に抜かれても、国家戦略において後れをとらないようにしなくてははいけない。

資源循環型経済へ向けた中小企業の取り組みを

今年の猛暑は記録すくめであった。食物にも大きな影響を与えていることが、すでに猛暑の最中である8月から大きく報じられていた。さらに、近年各地で発生している集中豪雨は、大きな災害をもたらしている。特に、首都圏をはじめとした都市部においては、都市の雨水排出機能が疑問視され、今年の4月には中央防災会議より、「首都圏水没」というショッキングな副題のついた報告書も出されている。これらのすべてが地球温暖化に起因するかどうかは分からないが、これらの事象に対して、多くの国民が温暖化の影響ではないかと感じ始めているようである。そして地球の温暖化に対する不安と環境問題に対する関心は、多くの国民の間で否が応でも高まることになる。さらに、石炭や鉄鉱石の値上げも大きく報じられ、地球資源は有限であることが身にしみる時代に入った。そのせいか、二酸化炭素排出枠の設定に対して慎重な姿勢を示していた財界からの反論も表面上は聞こえなくなっている。

折しもリーマンショックから2年がたとうとしているが、輸出に頼る日本経済は、景気の腰折れが懸念される状況に至っている。前回の景気回復期にも、国内需要は伸び悩んだために、輸出主導の景気回復となったが、将来にわたって国内需要は、伸びないのであるか。現在の資源多消費型の経済構造であれば、確かに国内需要を活性化することはできないかもしれない。高齢化や賃金の低下、雇用の減少に加え、原燃料価格が高騰することによって、交易条件も悪化するからである。しかしながら、資源小国である日本が、資源循環型の経済構造へ近づくことができれば、意外なところに雇用が生まれていく可能性もあるのではないかと。例えば、日本の森は戦後の植林後、50年以上の年数を経て資源活用の時期に入っている。しかし、採算が合わないという理由で伐採が控えられている。しかし、森林は、

国土保全機能、水源かん養機能、生物多様性保全機能、環境保全機能などさまざまな機能を持っている。地球温暖化によるさまざまな影響を考えれば、森林の活用も重要な国家的課題の一つであるに違いない。森林の環境保全機能は、エコツーリズムなどを通じた観光産業との連携も可能になるであろう。また、少花粉杉の植林が成功すれば、医療費への貢献も多少はあるかもしれないし、間伐材の利用が進めば、木質バイオマスとしても利用できる。これら森林資源の価値が増大することを見越してか、外国資本が日本の森林を購入していることも明らかになってきた。さらに、水産資源にしても養殖など育てる漁業はもちろんのこと、観光産業や水産加工産業、肥料製造や最近では、廃棄物であった牡蠣殻を道路や水質浄化などに活用することも始まっている。そして、少しずつではあるが雇用も生まれている。環境対策といえば、太陽光や風力など経済効果が大きいものに目を向けやすいが、このような地域の小さな取り組みを行うことも大事なのではないだろうか。作業効率化のための森林内の作業路建設や都市部の雨水対策などを含め、新たに必要となる公共事業も生まれてくると考えれば、今まで別方向に使っていた人的資源やネットワークを新たな方向に使えるようにすることこそ大事なのではないだろうか。当然のこととして、その時には新しい知恵が必要となる。大企業が、さらに海外生産へ傾斜しつつある情勢の中で、このような地域密着型の事業に今まで培ってきた、知恵と技術を生かしていくのも中小企業の生きる一つの道ではあるまいか。

国内雇用の縮小が懸念される今日ゆえに、不安ばかりが喧伝されるが、明日への希望を切り開く強い経営力とそれをサポートする関係諸機関の知恵と勇気が求められる。
(単独行)

財政再建と経済再生の切り札は雇用拡大



小野善康大阪大学教授に聞く

今号の特集テーマ「財政問題を考えるー消費税議論の何が問題なのかー」に関して、内閣府参与として菅総理大臣の経済政策アドバイザーを務めている大阪大学社会経済研究所長の小野善康教授に、消費税の論じ方を切り口に財政の在り方について、インタビューを行った。その概要について紹介させていただく。(聞き手：松淵厚樹主任研究員)

■まず、消費税議論の何が問題とお考えでしょうか。

財政は税金を集めて支出するものであり、入口と出口両方があるので、入口だけを見ても効果はわかりません。

このことは、消費税の議論でも同じです。世の中のほとんどの議論、つまり消費税が景気を冷やすとか低所得者層に重い負担を強いるとかいう議論は、税金が使われる局面をまったく考えていません。税金をだれがいくら取られだれの手に渡っているか、その結果、差し引きでだれがプラスでだれがマイナスかを考えて、はじめて公平性がわかります。

さらに、お金の出入りだけを見ても足りません。お金の回し方によっては、公共サービスが増えたり、民間の経済活動を拡大させたりすることも可能だからです。

■では、出口をどうすれば景気はよくなりますか。

消費税でも所得税でもいいから、集めた税金を雇用拡大に使えば、国民全体にとっていいことづくめなのです。

雇用はなぜ重要なのでしょう。雇用が増

えれば人余りが緩和され、賃金も下がらなくなるからデフレも収まります。それで雇用安心感が生まれるからお金を握りしめておく必要もなくなるし、物価が下がらなくなれば、持っているだけでお金の価値が上がっていくということもありません。だから、消費を控える理由がなくなり、消費意欲は自然に高まります。そうすれば、企業も生産を増やそうとして投資も増え、需要全体が拡大します。

その場合、どの分野で雇用を増やすかによって拡大効果が違うといわれます。ここでいう波及効果は、経済全体の失業が減ることによって起こるものであり、当該分野が成長するかどうかとは関係ありません。分野とは無関係という意味では、昔ながらの乗数効果の議論でも同じです。どの分野に出せば財政資金の乗数効果が大きいかという議論をする人がいますが、教科書に書いてある乗数効果の理論そのものは、景気が財政資金の使い道に依存するとはっておらず、お金がいくら渡されたかだけに影響されると説明しています。

ただし、私の理論と乗数理論は本質的に違います。私の理論では、出すお金の規模は景気への効果とは関係なく、雇用が何人できた

かという点こそが重要です。だから増税してもいいといっています。これに対して乗数効果の理論は雇用は関係ない。金額こそがすべてです。だから赤字財政で財政出動、消費税反対となるわけです。

ではどの分野でもいいかという、もちろんそうではありません。その分野で提供されるサービスや設備の便益が違うからです。社会資本であれ、介護であれ、保育であれ、国民の生活の質を引き上げる効果が大きいものを優先するのは当然です。さらに、それが将来成長していくならもっといい。成長することとは国民の欲求が強いものだからであり、そういう産業はもちろん優先すべきです。でも、そんな産業はなかなかない。だからこそ不況になっている。そんな分野があれば、民間がとっくに参入しているはずですよ。

成長分野でなくても、あった方がいいと思う分野であれば、何もしないよりはやった方が国民も喜ぶし、雇用も増えて波及効果が生まれる。やらなければ、失業という最大のムダが起こります。

■雇用をつくるにしても財源が必要になる と思います。だからといって増税したら、 景気を悪くすることにならないのですか。

実は、乗数効果の枠組みですら、入口と出口の両方を考えれば増税して配っても消費に影響はないということがわかります。それについて説明しましょう。乗数理論では、お金が渡されたら、それに応じて消費が増えると言っている。それなら、お金を取られるときにはそれと同じだけ消費は減るはずですよ。だから増税して財政支出をすれば、プラスとマイナスは相殺され、消費は変わらない。つまり、増税は景気を冷やすというのは入口だけの、そして、財政出動で景気を支えるというのは出口だけの議論なのです。

だから、乗数理論を財政出動の根拠にする人は、一見、入口の負担のない赤字財政を主張する。でも、それはいま払わないというだけで、明日、利子付きで税金を払わなければいけません。つまり、いまお金をもらうけれど国債という借金も背負うことになる。それで消費が増えるでしょうか。百歩譲ってそのとき消費が増えるとしても、借金を返すときには消費が減ります。これでは、景気にはプラスの影響もマイナスの影響もありません。

結局、お金をまいても景気に影響がないということです。それなら、増税して雇用を増やし、所得で払っても景気に影響しない。それに加えて雇用が増えます。その雇用拡大こそが雇用安心感とデフレ克服をもたらし、景気がよくなる。これが私の理論です。

■では、景気回復のための雇用創出の財源は、どのようなものがあるのでしょうか。

雇用をつくるという側面では消費税でも所得税でもいいのですが、もう一つ分配という側面があります。分配の側面はほとんどの場合、公平かどうかという視点で議論されます。所得税は累進的なのに対して消費税はフラットだから、消費税だと低所得者に重い負担を強いることになるという主張です。

でも、消費税で取ってお金をすべて低所得者層や失業者の雇用拡大につなげるなら、高所得者から低所得者へのお金の移動になります。つまり、累進所得税と同じことです。

なお、私が高所得者より低所得者の負担を軽くすべきだという理由は、高所得者の方が余裕があるからといった公平性の議論とは関係ありません。純粋に景気への配慮です。低所得者は収入のほとんどを消費に回しますが、高所得者はため込む度合いが大きい。だから、低所得者の負担を軽くする方が消費の拡大を

もたらずとっているのです。

たとえば、就業者から税金を取って失業者の雇用に使えば、失業者はその所得をすべて消費に使うでしょう。その売り上げはすべて就業者に戻ってきますから、就業者は増税分の所得増があつて損をしていないのです。その上、失業者が介護や保育などの仕事をすれば、就業者も自分の親や子供の面倒を見てもらえるので助かる。つまり、就業者も失業者も助かるのです。

■税制問題の議論の場では、財政赤字への対応をどうするか。先の参院選でも菅総理がギリシャの例を挙げるなど、大きな議論になっていますが、これについてはどのようにお考えになるでしょうか。

増税しても、それを借金の返済に使うだけでは経済はよくなり、税収も増えません。また、借金返済のために国民に増税を訴える場合、政府は自分の支出も減らすといて、雇用を減らす傾向があります。それでは失業が増えてデフレが悪化し、景気の冷え込みで税収が減るからかえって財政状況が悪化します。実際、小泉政権下の構造改革で大量の失業者が出たために、マイナス成長になって財政も悪化し、国債が歴代最高に膨らみました。

しかし、増税で得られた資金を雇用の拡大に使えば、その段階では財政状況は悪化も改善もしません。その上で雇用が増えるから、デフレも雇用不安も軽減されて消費が増え、所得も増えます。その拡大分を財政赤字の削減に使えば、雇用拡大と財政再建の両立が可能です。

それにはどのくらいの資金が必要でしょうか。消費税増税で雇用創出を行う場合、税率を2%上げれば5兆6千億円の原資が生まれ、

一人当たり350万円の経費がかかるとして160万人の雇用が生まれます。現在の失業者数を約350万人とすれば、失業率は2.4%程度低下し、2%台後半となります。そうなればほとんど完全雇用です。

■需要創出により雇用創出を図るということですが、何故、供給サイド＝生産力増強ではいけないのでしょうか。

経済活動は、総需要と供給能力の低い方で決まります。人々がいくら物を欲しいと思っても、生産能力が足りなければそこで止まってしまう。これは発展途上社会であり、日本も高度成長期にはこのような状態でした。この場合供給力を増強すれば、それだけ国民の生活水準は向上したのです。

これに対して、十分な生産能力を手に入れたために欲しい物が大体そろってしまい、もうこれ以上物はいいからお金を持っておきたいと思えば、需要が不足します。こうなると、いくら生産能力を引き上げても使い切れない。これが成熟社会です。日本はほぼ20年前にこの状態になったので、需要不足で不況が続いています。

このような経済で生産力を増強すれば、それが使われずにますます人が余り、デフレと雇用不安が拡大します。このことが消費意欲をさらに減退させて需要不足が拡大し、不況を悪化させてしまうのです。こうした状態では需要をつくるしかありません。そうすれば人余りが減るので、景気によい影響を与えます。

国内の生産力が余っているなら、海外の需要獲得を目指せばいいという意見があります。しかし、輸出を増やしていけば経常収支に黒字圧力がかかり円高になります。そのため、国内産業が窮地に陥り雇用が減ってしまいます。つまり、需要が不足した分を外国に頼っ

て回復しようとしても、結局はダメであり、自分たちの内需を増やすしか方法はないのです。

■雇用創出を行うべき分野については、どのようにお考えでしょうか。

国民の生活の質を向上させる分野で雇用を作るべきです。生産力の増強に使っても人余りを激化させるだけだし、ムダなものなら何もさせないでお金を渡すだけの失業手当と同じです。だからといって、必需品もだめなのです。たとえば政府がパンを配れば国民はお店でパンを買わなくなる。つまり、民業圧迫になるだけで、需要の総量は増えません。

結局、公的に支援すべき分野とは、そうしなければ民間ではやっていけない分野であり、それでいて、あれば国民が喜ぶ分野です。例えば、介護や保育、観光インフラ、教育、芸術などであり、文化レベル即ち国民生活の余裕・豊かさを向上させるものが多いのです。社会が成熟するにしたがって生活・文化レベルが向上すれば、そうした需要が定着し、民間でもやっていけるようになるかもしれない。それは、その分野が贅沢品から必需品になるということです。そうなったら、どんどん自立させればいいのです。

■最後に、お話を伺う中で、増税による雇用創出について、なかなか理解が得られないというお話がありましたが、理解が得られない最大の理由をどのようにお考えですか。

増税による税収を使って雇用創出を行えばよいということに対して、これまで「私には何の得にもならないのに、なんで失業者の雇用のための税金を取られなければならないのか」という反応がたくさんありました。

こういう考え方になるのは、目先の分配のことしか頭にないからです。好況で生産能力

がすべて使われているなら、これ以上物やサービスを増やすことができないから、財政政策によって購買力が自分から他人に渡れば、その分だけ自分の消費できる分は減って、他人が消費できる量は増えます。だから損だという主張が成り立ちます。しかし、現在は生産能力が余っている。それを少しでも活用することができれば、経済全体で提供される物やサービスの総量が増えるから、国民全体の便益は必ず上がります。

具体的には、失業者を雇用して介護や保育、耐震化などの社会資本整備を行えば、その分国民生活の質は上がります。それに失業者に払った給与はさまざまな必需品の購入を通して就業者に戻ってきます。さらに、雇用状況が改善すれば、いつ肩たたきにあうかと思っていた就業者も安心しますから経済全体の消費も所得も増えて、経済が活性していきます。

日本は使い切れないほどの生産力があって不況になっているのだから、国民全体がこうしたマクロ的な視点で考え、いまある生産力をフル稼働させるだけで、十分に幸せで安心な社会を実現することができるのです。

(2010年8月17日)

財政と社会保障における消費税

宮島 洋
(早稲田大学教授)

特集

財政問題を考えるー消費税論議の何が問題なのか

はじめに

1981年、第二臨調の「増税なき財政再建」宣言以来のことであろうか、徹底した経費節減が増税の前提という、誰も反対できない財政運営の正論が国民感情に浸透している。その一方、1990年代後半以降、国内動向では急速な高齢化による社会保障支出の多額の自然増と景気低迷および減税政策による大幅な税収減から、また、国際比較(表)では、もっとも高い高齢化率の割には低い水準の社会保障支出を反映した比較的小さい総支出規模の下での租税負担率のとりわけ低い水準から、今日では、連年の財政赤字の累積した長期債務残高が巨額に上っているという歪んだ財政構造の実態がすでに明白になっている。こうした財政構造下では、さすがに経費節減優先だけでは無理との認識が広まりつつあるが、社会保障の強化そして財政健全化のため大幅な増税に踏み切ることへの批判的感情は根強い。

財政と社会保障の歴史によれば、膨張傾向の強い社会保障に財政的自立を求める財政健全化の論理と、国民福祉の権利性・安定性の強化を求める社会保障の論理との合意が財政

本体(国・地方の一般会計)から切り離された社会保障制度の発展であった。ところが、近年の少子高齢化やグローバル化の進展にともない、世代間の不公平、セイフティネット機能の限界、保険行政の非効率、労働費用(社会保障料)の上昇等、社会保障制度への批判が強まり、「公費負担」という財政本体の財源負担の拡充による改善策に期待が高まっている。しかし、前述のような財政構造の下で、財政本体の収支改善や債務残高抑制という財政健全化を進めつつ、さらなる少子高齢化に対応できる社会保障を公費負担増で強化するには、早期かつ大規模な純増税型の税制改革、とりわけ消費税の極めて大幅な増税が必要となろうが、それがわが国ではいかに実現の難しい課題であるかを以下簡潔に論じる。

消費税増税の論拠

今日、財政健全化あるいは社会保障充実への多額の追加財源の確保には、消費税の大幅増税しか途はないという一般化した論調の有力な拠り所は、EU諸国の付加価値税の税率に比べて消費税の税率5%が著しく低いことである

表 主要国一般政府の財政構造(2007年)

(単位: %)

	日本	イギリス	フランス	ドイツ	スウェーデン
高齢化率(65歳以上人口割合)	21.5	16.0	16.5	19.9	17.2
総支出GDP比	35.9	44.2	52.3	43.6	51.8
社会保障支出GDP比	18.6	21.3	29.2	26.7	29.4
経常収入GDP比	33.5	41.4	49.6	43.8	55.3
租税収入GDP比	18.0	29.5	27.4	22.9	35.7
付加価値税収入GDP比	2.5	6.6	7.4	7.0	9.3
付加価値税標準税率	5.0	17.5	19.6	19.0	25.0
社会保険料収入GDP比	10.3	6.6	16.1	13.2	12.6
財政収支GDP比	▲ 2.4	▲ 2.7	▲ 2.7	0.2	3.5
長期債務残高GDP比	167.0	47.4	69.9	65.3	47.4

(資料) OECD, Economic Outlook, No.86 database, November, 2009

ただし、高齢化率は、国立・社会保障人口問題研究所『人口研究』

社会保障支出(OECD基準の社会支出)は、OECD, Social Expenditure Database 2008

租税・社会保険料収入は、OECD, Revenue Statistics 1965-2008, 2009

う（2008年1月時点におけるEU加盟国の付加価値税・標準税率はキプロスとルクセンブルグが最低で15%、デンマークとスウェーデンが最高の25%）。しかし、これはEU共通税制という特異な条件、すなわち、EU結成にともなう税関の廃止により、域内貿易における付加価値税の課税方法が従来の加盟国間の税率格差を税関で調整する消費地原則（輸出還付・輸入課税という国境税調整）から、税率格差の調整をしない原産地原則へと変更されたため、域内貿易の円滑化に税率構造の共通化が必要となり、15%以上の標準税率の採用が加盟国に義務づけられたことを無視した単純な国際比較である。わが国にはこうした税率の国際共通化の外圧は存在しない。

ただ、前述の国際比較で指摘したわが国の租税負担率の低さを踏まえれば、財政健全化あるいは社会保障強化という観点から、低い消費税率が問題視されて然るべきではある。例えば、本年6月に閣議決定された「財政運営戦略」の「慎重シナリオ」による中長期試算によれば、社会保障歳出が高齢化要因で増加をするだけでも、2020年度に国・地方の基礎的収支の黒字化を達成するには、22兆円程度、消費税率換算で10%程度の増税、つまり、現行の5%の3倍、15%程度への消費税率の引上げが必要となる。

しかし、わが国の政治環境では、こうしたEU並み税率への大幅増税の早期実現に、税率の低さは促進条件ではなく、むしろ制約条件と解するのが現実的であろう。これまで、財政の健全化や社会保障の安定財源確保を実質的には先送りし、低い租税負担率を愛好・享受してきた国であるからこそ、各政党とも消費税の大幅増税という中長期課題だけは示唆できても、実際には税の自然増収、歳出の削減、特別会計の剰余金等に頼って、消費税増税の先送りを重視せざるをえず、ますます消費税増税を難しくしているからである。

付加価値税発展史における欧州諸国と日本

今日の欧州諸国の高い租税負担率を支える付加価値税の原型は、第一次大戦の非常時に戦費調達やインフレ対策を目的にドイツやイタリアが採用した取引高税であり、第二次大戦後は課税目的を高齢化に応じた社会保障の拡充等に転換するとともに、取引高税の改善・共通化を欧州市場統合への梃子として推し進めたのである。すなわち、EC結成を契機に域内貿易の促進を図るため、前述の消費地課税の的確な実施に支障となる取引高税の取引段階毎の累積課税をインボイス方式の仕入税額控除によって

解消した新税・付加価値税をEC共通税制として採用したことである。これが今日のEU共通付加価値税にまで急速かつ広範に普及した最大の理由は税制共通化という強い外圧にあった。

これに対し、わが国では、第二次大戦後にインフレ対策等を目的に導入された取引高税、シャープ勧告に従って道府県税として法制化された附加価値税がともに経済・税制の実情に合わないという理由から短期間で廃止または実施断念の運命を辿ったことに加え、その後の経済成長で所得・法人課税の自然増収に恵まれたこと、少子高齢化への政策認識が漸く1990年代に入って本格化したことなどから、それまではそもそも付加価値税導入の必要性には迫られなかったのである。第二次大戦後、そうした所得・法人課税中心の税制と低い租税負担率が長年にわたり当然視されてきたわが国では、石油危機後の世界的経済成長の鈍化と財政赤字の拡大、急速な少子高齢化の進展、経済グローバル化の深化等という大きな社会経済変動にもかかわらず、付加価値税の導入も増税も極めて難しい政治課題とならざるをえなかったのである。

わが国における消費税導入の経緯

わが国で付加価値税の導入構想が本格化したのは、石油危機後の財政赤字の常態化に対応した提案「一般消費税」であるが、1979年の総選挙で財政再建目的への国民の強い拒否反応から撤回された。次いで、1987年に国会提出された「売上税」では、財政再建ではなく、消費課税体系の整理合理化という税制構造改革目的が前面に打ち出されたが、EC型付加価値税という新税の説明不足等とも重なり、国会審議もないまま廃案となった。そして、1988年末に漸く成立をみた「消費税」では、給与所得税の重税感・不公平感や経済的な非中立性という税制の歪みを是正する税制構造改革がもっとも重視され、高齢社会への対応という目的は中長期的視点にとどめられた。実際、売上税廃案の教訓から、税収面では消費税導入はむしろ所得税減税等を強調するものであったし、税制の具体的設計でも、5%から3%への税率の引下げに加え、仕入税額控除のインボイス（税額票）方式からアカウント（帳簿）方式への変更、寛大な簡易課税制度の導入等の事業者対策が重視された。こうした導入時の特異な初期条件が今日まで消費税の抜本改革論議をなお強く制約しているのである。

その後、急速な少子高齢化が顕著となった

1990年代以降、消費税論議の重点は少子高齢化対策となり、新たに地方分権という目的も加わって、1994年税制改正で消費税率の4%（地方消費税含め5%）への上げが決定されたが、この時も消費税増税を上回る所得税減税等が先行実施された。また、1999年度予算以降、高齢者関係社会保険の国庫負担に対する消費税収の用途特定が予算総則で定められているが、2010年度は実に10兆円近い税収不足であることなど、社会経済・財政の大きな構造変化にもかかわらず、消費税制の抜本改革は掛け声だけに終わっている。ちなみに、2004年の年金改革で決定された基礎年金国庫負担割合の1/2への上げに要する安定財源も実はまだ確保されておらず、特別会計剰余金の活用という特例で凌いでいる実情である。こうした閉塞状況を財政健全化や社会保障充実の観点から打破する戦略が消費税の社会保障目的税化に他ならないが、これも言葉だけ先行し、目的税の具体的な制度設計にまで踏み込んだ議論はほとんど見出せない。

少子高齢・グローバル社会における消費税

社会保障財源としての付加価値税（消費税）の適性の第一は税収の多取性と安定性にあるとされる。確かに、その特徴は経済成長が鈍化する中で、長期安定的な運営とそれを裏付ける財源が必要とされる社会保障にもっともふさわしい。ただし、消費支出の安定性、特に必需的消費の定額のないし固定的な性格に由来する税収安定性は、所得階層別の負担構造としてみれば、負担の逆進性に他ならないのである。この税収安定性イコール負担逆進性という付加価値税の特徴こそ、社会保障財源としての適格性と社会保障充実の必要性という相互関係の根拠であり、この脈絡で、例えば、北欧諸国を代表するスウェーデンでの双方とも高水準の付加価値税率と社会保障水準との相関関係がよく理解できるであろう（表参照）。逆に、食糧品など必需的消費をゼロ税率なり非課税にするといった逆進対策を強化すればするほど、消費税の安定性と多取性を損なうことに注意しなければならない。

社会保障財源としての消費税の適性の第二は負担の一般性、すなわち、少子高齢社会における世代間の公平性とグローバル経済における経済的な中立性にあるとされる。一年間ではなく生涯期間をとれば付加価値税と社会保険料の負担はともに本源的な労働所得に帰着する点では同等であるが、社会保険料の負担が現役勤労世代に集中するのに対し、消費税

は高齢退職世代も負担する点で世代間公平の改善に寄与するとともに、現役勤労世代の社会保険料負担が軽減される分、貯蓄促進という経済効果も期待できるからである。ただし、そうした効果は、社会保障給付の物価スライド制の廃止が、したがって、消費税負担分だけ社会保障給付の実質価値（購買力）の低下がともなうことを忘れてはならない。

消費税の税務行政

所得税や社会保険料の徴収行政への強い関心とは対照的に、消費税の税務行政への関心は薄いだけでなく、その現実性や効率性を暗黙の前提とする傾向がある。社会保障財源としての適性の第三はこの行政適性にあると思われるが、それは事業者（企業等）を納税義務者とし消費者への税額転嫁を前提とした間接消費税であることに尽きる。しかも、消費税の税務行政を吟味すると、行政の優越性という前提的理解も実は疑わしい。そして、大幅な増税ほど、消費税の税務行政の問題点が顕在化し増幅されるのは言うまでもない。

まず、国際的には唯一アカウンタ方式を採用した消費税の不透明で概算的な仕入税額控除制度では、消費者の負担した税額が事業者から国庫に全額確実に納付される保証がない。これが益税問題で、課税個人事業者の大半が選択している「みなし仕入方式」の簡易課税制度、仕入税額がないにもかかわらず「みなし仕入税額控除」を容認している「免税事業者からの仕入」といった特例だけでなく、本来は課税売上比例方式に拠るべき課税仕入税額計算を簡略化し、課税売上割合95%以上の場合には仕入税額全額の控除を認めるという本則からも発生する。また、国庫に全額納付されない点では、滞納も同様の問題であるが、消費税には実は国税で最大の4000億円前後もの新規滞納が毎年度発生しているのである。

さらに、個人事業者（国民年金第1号被保険者）も消費税だけは消費に応じ漏れなく負担している、という社会保障目的税の根拠とされる皆負担論も実は疑わしい。個人事業者の経理で事業経費と家事経費（個人事業者の課税対象「消費」のため仕入税額控除は否認される）が厳格に区別されない限り、家事経費の課税仕入への混入により消費税の負担を実質的に回避できるのである。この家事経費の定義は所得税制に依拠しているが、税制調査会答申が繰り返し指摘しているように、事業経費と実際に区別できる担保はないのである。

世代間公平から見た 消費税増税

井堀 利宏

(東京大学大学院経済学研究科教授)

民主党の財政運営

民主党政権後の最初の予算編成（2010年度当初予算：一般会計）では、歳出総額が92兆円を超える一方で、税収見込みは37兆円にとどまり、44兆円を超える公債発行となった。税収よりも公債発行が多い借金まみれの予算編成である。基礎的財政収支の赤字幅はGDP比率で8%を超え、公債残高のGDP比率も190%を超えて、過去に例を見ない危機的水準に達した。2011年度予算編成でも新規の歳出増には甘い一方で、既存経費の削減は手つかずの状態である。歳入面でも、減税政策ばかりが先行して、増税論議を先送りしている。こうした財政政策、予算編成方針をそのままにしておく、今でさえ巨額なわが国の財政赤字は今後も累積的に拡大し、やがて政府の財政は破産してしまうだろう。

2010年の参議院選挙で菅総理が消費税の増税を打ち出したが、それまでの民主党政権の立場（無駄の削減を徹底すれば、消費税を上げなくても財政再建は可能）との整合性を曖昧にしたことで、有権者の支持を得られなかった。野党も菅総理の発言を批判するだけで、政党間での建設的な政策議論にならず、民主党が大敗した。今回の民主党代表選での政策論争でも、財政再建の必要性、緊急性は明確にされないままである。

こうした結果は、少子高齢化が進展しているわが国で、人口が多く、かつ、投票率も高い中高齢世代が政治的な主導権を持っていることを示唆する。現在の中高齢世代は財政再建のつけを若い世代、将来世代に回してでも、

財政健全化につながる歳出削減や当面の増税に反対しがちである。

財政健全化なしに、民主党政権が約束した公約の実施はありえない。政府財政を持続可能にするには、財政規律のない財政運営を転換して、増税や政府支出の削減など量的な財政再建を実施することが不可避である。無駄の見直しが完了するまで消費税増税の議論を先送りするのは、財政健全化の努力をしない口実でしかない。

なぜ消費税なのか

一般論として、財源を確保する課税原則は、消費税のように、「広く薄く」が望ましい。所得税の累進構造を強化して、少数の個人から多くの税金を徴収しようとする、租税回避行動を誘発する。その結果、再分配に必要な財源が十分に確保できない。広く薄く課税してはじめて、多くの財源を確保できる。

また、少子高齢化が急速に進展しているわが国では、増税の対象として、消費税以外の選択肢はなおさら考えにくい。なぜなら、これからの少子高齢化社会では勤労世代の所得総額が増加しないから、勤労所得税に多くは期待できないからである。他方で、高齢者の総人口はそれほど減少しないし、高齢者も旺盛な消費意欲を持っている。消費税は高齢者も負担するから、財政赤字で負担を将来世代に先送りしたり、勤労世代が負担する所得税を増税したりするよりは、世代間での負担がより公平になる。また、高齢化社会でマクロ貯蓄が減少するから、消費税の貯蓄刺激効果はマクロ経済の活性化という観点からも、メリットが大きい。

他方で、国際的に多くの企業が移動可能な環境で、諸外国が税率を引き下げている法人税をわが国が増税するのは、日本経済の活性化を大きく阻害する。消費税増税が先送りされると、法人税減税を伴う抜本的税制改革も先送りされてしまう。それゆえ、所得税、法人税と比較して、消費税は、財政赤字を削減し、また、高齢化社会で急増する社会保障需要を支える財源として有力な税である。さらに、消費税率を小刻みに引き上げることで、インフレ期待を高めると、現在のようなデフレ期には消費刺激効果もある。

消費税を増税する際には、国税と地方税との配分が問題になる。現在、消費税率5%の内、1%は地方に配分されている。残り4%の国税からも交付税分が地方に配分されており、消費税は地方財政を支える財源にもなっている。地域間の税取格差を是正する手段として、法人事業税を地方消費税に変更する案も有力である。しかし、こうした地方分権に関わる税制改革も、消費税率の引き上げとセットでないと、実施できない。消費税増税が先送りされると、財政健全化、抜本的な税制改革のみならず、地方分権も進展しない。

成長戦略と人的スキル形成の重要性

日本の経済活力を高める努力は財政再建にも寄与するから、成長戦略は必要である。景気対策以上に必要な政策は、GDP成長率のトレンドを上昇させる政策、すなわち、潜在成長率を上昇させる構造改革である。中長期の視点で民間の投資、貯蓄、労働意欲を刺激する政策が重要である。公共投資は、内容さえ適切なものであれば、GDP拡大効果が期待できる。耐震対策、環境改善や医療分野での新技術開発など緊急性が高く、必要性も高いものに積極的に配分すべきだろう。

景気動向にかかわらず、民間経済のやる気を引き出す規制改革や法人税率の引き下げなどの税制改革を直実に、かつ、大胆に実行すべきである。なかでも、人的スキルの向上は不可欠であり、若い世代が労働市場でその能力を発揮できる機会をもてるようにすることが重要である。労働市場の規制改革、効率化、流動化は有効な突破口になるだろう。

しかし、こうした政策が日本経済の成長促進

に特効薬としてどのくらい効くのか、見極めるのは困難である。グローバル化の中で、わが国における人的資本の生産性を高めることは不可欠だが、その決め手はなかなか見あたらない。若年世代の就職難、失業率が上昇しているのは、日本経済、社会の深刻な問題である。若い世代が勤労や勉学の機会を失い、あるいは、意欲をなくしてニート化するのは、本人のみならず、日本社会全体にとって大きな損失である。

ところで、団塊の世代が退職した後の10年、20年先を考えると、中長期的には、人口減少が労働市場の需給にも効いてくるはずである。さしあたっては、人口減少のわが国から企業が逃げ出し、資本蓄積も減少するだろうが、そのスピードは若い世代の人口減少ほどには大きくないだろう。とすれば、マクロ的な労働市場環境は、中長期的には売り手市場になることが想定される。ただし、マクロで労働需給が改善されても、ミクロでのミスマッチは存在する。また、世界市場で需要の高いスキルを供給できなければ、労働所得の増加は期待できない。若い世代の労働生産性を向上させて、有益な人的資本が蓄積できるように、制度上、税制上の工夫を考えるべきである。

若い世代、将来世代への配慮

高齢世代が急増する一方で若い世代の人口が減少し、貯蓄も底をつき、技術革新の余地が乏しいわが国の将来を展望すると、「100年に一度の危機」とされる今回の経済危機が克服されたとしても、中期的にわが国が2%程度の安定成長を維持できる保障はない。若い世代や将来世代は、高齢化社会で高齢者の医療・年金を支えるための負担増が予想される一方で、グローバル化の圧力で賃金所得の増加が期待できない。むしろ、今回の危機に直面している現在世代よりも将来世代の弱者の方が、支援すべき対象としての優先度は高い。

経済危機のような非常時において、財政赤字を活用した財政運営には短期的に一定の成果もある。しかし、中長期的視点で見ると、懸案の処理を先送りして、財政危機を悪化させた弊害も大きい。総じて、中長期的に見て、どの時期、どの世代がより厳しい経済環境に直面しそうかという判断が重要である。代表選後の民主党政権は、今後経済状態の悪化が想定される若い

世代や将来世代にもっと関心をもち、中長期の視点で国民全体の厚生を考えるべきである。

高齢化社会では、ともすれば既に中高年期にある現実の高齢者世代の経済状態に関心が集中しがちである。財政再建や社会保障制度改革の長期的なメリットを重視して、将来を見据えた財政運営をすることが望まれる。財政運営が若い世代・将来世代へ与える損得もきちんと考慮して、短期と長期とのバランスがとれた財政運営を志向することで、財政健全化への道筋を見いだすべきである。マクロ経済動向に配慮しつつ、中期的には、政府全体の守備範囲を見直し、歳出をより効率化、公平化するとともに、消費税の増税などとセットで財政健全化を行う。

財政赤字を削減することは、将来の増税圧力を軽減することを意味しており、現在世代の負担が増加する一方で、将来世代の負担は軽減される。2020年代に入ると、団塊世代が75歳以上となって医療費が増加することが予想される。こうした社会保障費増大を、税金であれ保険料であれ、2020年代の現役世代が負担するのには限界がある。近い将来予想される社会保障費の増大傾向は、制度を効率化、公平化することで多少は抑制できるだろうが、それでもある程度の増加は避けられない。それに備えて、今から財政的に準備することが望ましい。すなわち、財政赤字をできるだけ削減するとともに、早めに増税して、税収増の一部を基金として積立、2020年代の社会保障費増大に備えるべきだろう。財政を早めに健全化できれば、それだけ将来の現役世代（つまり、現在時点での将来世代）の負担を軽減することができる。財政健全化が将来世代にとってメリットが大きいことを、国民は冷静に認識する必要がある。

消費税増税の環境整備

消費税が理論的に優れているとしても、国民や納税者に消費税率引き上げに根強い抵抗があることも否めない。まず、税率を引き上げても過去の巨額の財政赤字の後始末に使わざるを得ず、国民にその税収増を歳出の増加という形でして還元する余力は乏しい。この点は過去の放漫財政のつけであり、消費税増税のマイナス材料になっている。

さらに、国民が政府、政治家、官僚に対して持つ不信感も、消費税増税の障害である。国際的に見て租税負担が少ないわが国で、各種の世論調査で増税よりもまず歳出削減を優先すべきだという答えが多いのも、景気が低迷している現状で増税に応じきれないのではなく、歳出に巨額の無駄があると信じている人が多いからである。また、80年代以降の消費税導入過程での政治的混乱が多く、国民、納税者に政治家への不信感を持たせる結果となった。他方で、多くの政治家が97年の景気後退の責任を当時の消費税率引き上げに転嫁させてしまったため、消費税増税は悪政の象徴になった。景気低迷期に消費税増税を議論するのは選挙にマイナスだという声は依然として大きい。消費税率を引き上げる政治的ハードルは高い。

消費税は間接税であり、弱者をいじめる冷たい税だと批判する人もいる。しかし、再分配政策を財源調達面だけから評価することに無理がある。消費税で確保する財源の一部を弱者への集中的な給付に振り向ければ、再分配効果は高まる。広く薄く課税してはじめて、再分配のために多くの財源を確保できる。消費税は一律税率とし、弱者への再分配政策を給付面でしっかりと行うのが望ましい。

また、高齢世代の社会保障給付を支える財源として消費税が安易に用いられると、必要以上に税率が引き上げられ、非効率、不公平な歳出が既得権化する。社会保障制度の中身を抜本的に見直して、福祉目的税という名の下に、安易に税負担や給付を拡大しないようにすべきである。

最後に、環境整備として重要な方策は、納税者番号制度の導入である。消費税収の一部を社会的弱者への給付に回すと、消費税の持つ逆進性は緩和され、再分配効果も期待できる。それには、だれが弱者であるのかを政府が適切に把握する必要がある。国民の金融資産に関する情報を税務当局が完全に捕捉できれば、弱者特定化の信頼性が増す。税金の使い道に理解が得られれば、北欧諸国のように高い消費税率でも国民から支持される。個人情報保護を十分に担保する中で、納税者番号制度など徴税面でのインフラを整備し、公平で効率的な徴税体制を構築して、消費税の増税に国民の理解を得るべきだろう。

税と社会保障 一体改革が必要

森信 茂樹

(中央大学法科大学院教授・東京財団上席研究員)

1. 発想の転換が必要

少子・高齢化の進展、デフレ経済、円高・株安、財政赤字・・・こういった課題が構造的なものとなっているにもかかわらず、政府は有効な政策手段を見いだせず、国民の間には閉塞感が漂っている。政策の手詰まりの原因を突き詰めていくと、「どのような政策を打つにも財源がない」という点に突き当たる。歳出削減とか埋蔵金の掘り起こしが、われわれの社会保障や教育サービスを維持する恒久財源を生み出してくれることが、幻想であったということもわかってきた。しかし、税負担増加の検討を開始するということも、参議院選挙の結果、ふたたび政治的タブーとなってしまった。

他方で、スウェーデンのような高福祉・高負担社会に対するあこがれや、老後の安心を国家に任せることのできる経済社会の建設に対する熱望は、日に日に強くなっているようだ。スウェーデンモデルを解説した書物が広く読まれている。

このような矛盾した局面を乗り越えるにはどうしたらよいか。この点に関する明確な意思決定のないまま、国民負担の増加という苦い薬を飲むことを、自公政権も民主党政権も「先送り」してきた。その結果が、「失われた20年」である。政治家は国民への説得を放棄しているし、国民も当事者意識を持って考えようとなし。結果として、デフレ・円高経済の定着と巨額な財政赤字の累積である。この悪循環をどこかで打ち破らなければ、冒頭のべたような閉塞感は克服できない。

そこで、税負担を引き上げざるを得ない、という受身の考え方を変えて、税負担を引き上げることにより、小さな社会ドグマから抜け出して、温かな政府・共同体を建設する、そういった積極的な発想に転換して国民を説得する。(強い社会保障といった言葉の遊びはやめて) 戦略

的に、政府の規模を今より大きくしていくことを明確な目標にする、このような政策転換しか、閉塞感を打ち破る方法は残されていないのではないか。これが本稿で述べたいことである。

2. 政府の規模と経済成長

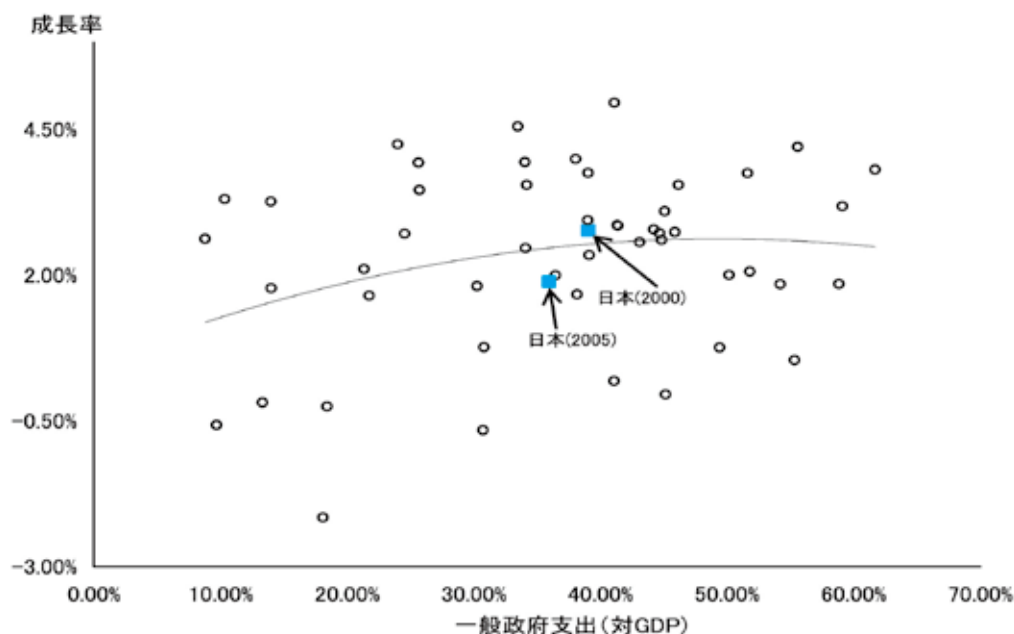
そのためには、まず政府の規模と経済成長の正確な関係を認識する必要がある。

図表1を見ていただきたい。これは、OECD主要10カ国の政府の規模と経済成長との関係をみたものである。わが国では、これまで繰り返し、政府の規模と経済成長の関係について、「規模が大きくなると経済成長が阻害される」とされてきた。小泉・竹中時代の平成15年度経済財政白書は、以下のように記述している。

「国民負担率の過度の高まりは、公的部門の持続可能性を低下させるとともに、経済活力の低下を通じて経済成長に影響を与える可能性が懸念されている。国民負担率の高まりが経済活力に与える影響については複数の経路が考えられる。まず、最も直接的な影響としては、国民負担の高まりにより現役世代を中心とする家計や企業の可処分所得が低下し、民間部門における貯蓄や資本蓄積が抑制されると考えられるほか、現役世代における労働意欲の減退や企業の競争力の低下、海外移転などを通じて、経済活力が低下する可能性が挙げられる。また、財政赤字を考慮した潜在的国民負担率は負担面からみた公的部門の大きさを示す指標となるが、一般的に民間部門に比べて非効率になりやすい公的部門のウェイトが過度に拡大すれば、経済全体の生産性が低下する可能性がある。

以上のような要因が経済活力にどのような影響を与えるかをマクロ的な観点からとらえるため、OECD諸国間における潜在的国民負担率と経済成長率の関係をみてみよう。これによると、

図表1 政府の規模と経済成長率



(出典)OECD Database より作成。オーストラリア、カナダ、ドイツ、フランス、イタリア、日本、ニュージーランド、スウェーデン、イギリス、アメリカの10か国から5年ごとのデータを用いて作成

両者の間には緩やかな負の相関が認められ、潜在的国民負担率が高い国ほど経済成長率も低くなる傾向にある。・・・両者の間に存在する緩やかな相関関係は、国民負担率の上昇が経済成長の阻害要因となる可能性も示唆しており、国民負担率が過度な水準とならないよう、国民の安心を確保しつつ、極力その抑制を図ることが必要であると考えられる。」

しかし、今日改めて、政府の規模と経済成長の関係を調べてみると、双方にはなんら関連性が見られないことがわかる。

税による所得再分配機能が大きくなりすぎると、労働インセンティブが落ち、労働よりは余暇を選択するという指摘があるが、そもそも通常のサラリーマンにはそのような選択肢は無い。またわが国の税・社会保障負担は、OECD 28カ国中下から6番目と低く、税・社会保障負担が重く国民全体が勤労意欲を失うといった状況におかれているとはとても考えられない。たしかに効率の悪い公共事業の拡大など経済効果の観点からは疑問な政策もとられてきたが、慢性的な需要不足経済の下、白書の心配するような「民間部門における貯蓄や資本蓄積」を阻害するような状況にはいたっていない。

一方で、スウェーデンなどの北欧諸国のように、「大きな国家」で比較的経済パフォーマンスの良い国が存在している。巨大な福祉国家では、国民の6割近くの人が、社会保障プログラムだけでなく、政府雇用の恩恵に浴しており、

安定的な雇用と消費が経済成長を支えている、といわれている。大きな政府の非効率性をのりこえる、国民の安心をベースにした安定した消費活動が経済を支えているといえよう。

国家への厚い信頼感が基礎になっている北欧のような大きな国家は、わが国には望むべくもないが、せめて欧州大陸諸国並みに国家の規模を高めつつ、人々の不安をなくすような国家を築き上げることができるなら、将来不安からくる過剰な貯蓄を国民はする必要がなく、十分な消費活動が経済成長の源泉となることが可能となる。せめてそのようなビジョンを持って経済政策を運営していくべきではないか。

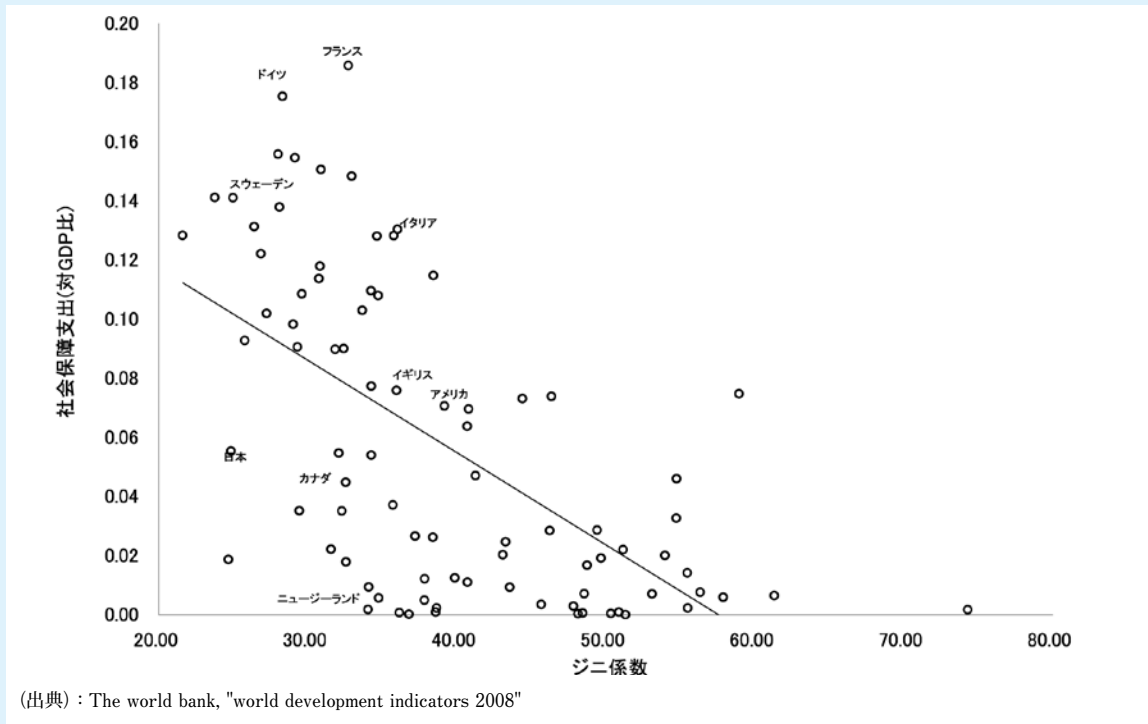
3. 社会保障・格差・経済成長の関係

そこで今度は、「格差」という要素を持ち込んで、OECD諸国のデータを使いつつ、社会保障支出(財政)と経済成長の関係を調べると、興味深いことが分かる。

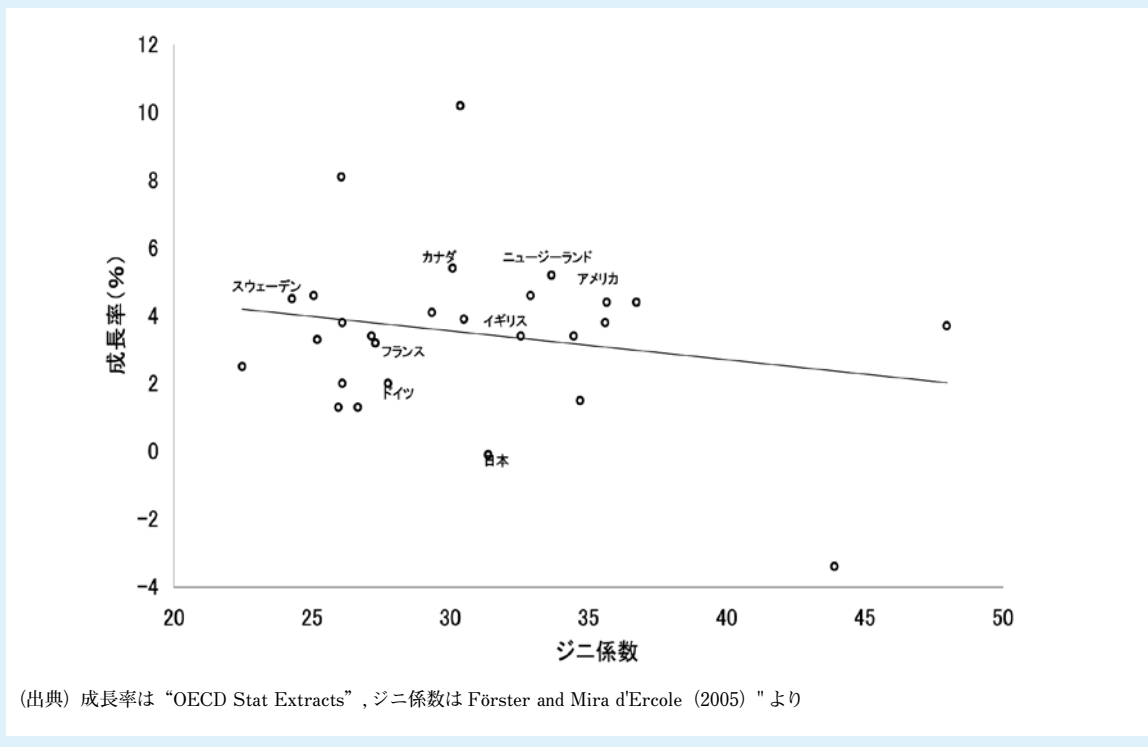
図表2, 3に見られるように、社会保障支出が充実している国ほど所得格差(ジニ係数)が小さいこと、格差が小さく平等度が高い国ほど経済成長が高いこと、という相関関係が見て取れるのである。

社会保障の充実と適切な所得再分配政策により、所得格差が少なくなれば、国民生活の不安が解消され財布の紐が緩み消費支出の拡大を通じて経済成長につながる、というストーリーが考えられる。格差の少ない適切な再分配政策により、教育の機会の均等が保障され、

図表2 社会保障規模とジニ係数



図表3 経済成長とジニ係数



国民の人的資本の価値が向上していけば、中期的な経済成長につながる、という新たな道筋も見えてくる。

いずれにしても、わが国でも政府の規模をもう少し大きくすることによって、所得再分配効果を高め、同時に教育や職業訓練を通じて人的資本の向上を図っていけば、経済成長につながる道筋が見えてくる。これこそ「第3の道」

であろう。

4. ニュージーランドの例—税と社会保障の一体改革

政府の規模を高めるということは、国民負担、とりわけ税負担を今より大きくすることである。その場合所得税なのか消費税なのかということが問題となるが、所得税体系では貯蓄（利子

等金融所得)にも課税されるために生じる経済に与える負荷が大きいこと、クローンや租税回避行為、さらには海外への資金逃避を考えると、消費税を中心に据えた税負担増が最も適当だと思われる。もちろん所得再分配効果を高めるためには、給与所得控除や公的年金等控除に上限を設けるなどして所得税の機能回復を図ることが必要であるが、巨額の税収を所得税に依存することは、先ほど述べた多くの問題を生じさせる。

消費税に頼る場合、消費税にある、所得が低い人ほど消費に使うお金の割合が大きくなる、という逆進性を排除する必要がある。そもそも格差・貧困社会への対応・所得再分配機能強化のための政策財源を求めるのに逆進性を生じさせることは逆効果だからである。VATを50年代から導入している欧州諸国では、食料など生活必需品の税率を低く抑える「軽減税率」を導入しているが、これには、第一に、軽減税率の対象範囲を合理的に設定することの困難性という問題、第二に、事業者と消費者の双方にとって負担増となるという問題、第三に、軽減税率は、低所得者対策という政策効果が少ないという問題、さらには、軽減税率の減収分を補うために、標準税率の引き上げ幅を大きくしなければならぬという問題がある。

そこで、カナダ、シンガポール等比較的新しく消費税を導入したり引き上げた国では、逆進性対策として、低所得者の最低消費支出部分の消費税部分を所得税で還付・給付する方法(GSTクレジット)をとっている。たとえば所得300万円以下の家庭に、一人当たり2万円を還付・給付するという方法である。

それよりも注目すべきは、ニュージーランドである。30年前にミードレポートを公表した英国シンクタンクが本年公表した「マリーズ・レビュー」(以下報告書)を読むと、ニュージーランドの導入しているGST (goods and service tax) は、「あらゆる財・サービスを対象とし、例外なく課税する一方、低所得者対策は、給付付き税額控除等で行っているが、このような政策は、欧州型VATを進化させ改善したものである」とし、他国も参考にすべきことを述べている。

ニュージーランドのGST は、労働党ロンギ政権下の1986年10月に、抜本的な産業構造改革・財政構造改革として導入された。GSTの導入の狙いは、従来の卸売上税の歪みを是正すること、個人所得税に極端に依存した税体系を是正すること、社会保障給付の増加と保護主義的な経済政策で拡大した財政赤字を削減することであった。標準税率は、導入時は10%で、1989年7月に12.5%に引き上げられた。

最大の特色は、金融サービス、住居、公的機関のサービス(医療及び教育を含む)、海外旅行に対しても消費税が課せられる課税ベースの包括性と単一税率である。「ニュージーランドのGSTは、世界で最も課税ベースが広く、経済に対して最も中立的な付加価値税である。」(報告書)とされている。

単一税率・包括的課税ベースのVAT (GST)を政権が導入することには、国民の大きな抵抗があったが、国民の間にも、複数税率を設けたり非課税品目を増やすことによる制度の複雑化への懸念が強かったので、低所得者への対応は社会保障給付の制度全体の調整によるべきであるとの政府の説得を、最終的に国民は受け入れたのである(報告書)。

低所得者対策について概要を見てみよう。ニュージーランドの所得税には、基礎控除や配偶者控除は無く、税率12.5%から38%の4段階で所得課税される。これに対して、ワーキング・フォア・ファミリー・タックス・クレジット(WFFTC)を中心とする多様な給付付き税額控除があり、税負担を調整しながら所得再分配機能を発揮させている。WFFTCは、家族の年収、児童の数、年齢により異なるようにきめ細かく設計されており、18歳未満の扶養児童を有する家族に対する支援であるFamily Tax Credit、勤労家族に対する支援であるIn-work tax Credit、低所得の勤労家族に対する最低所得保障であるMinimum Family Tax Creditから成る。また、中間所得層の個人の負担軽減を目的とするIndependent earner's tax credit(源泉徴収制度を通じた税額控除で、WFFTCとの併用は不可、還付はなし)も併存している。税額控除が多重・多様に張り巡らされ、税制と社会保障が一体的に設計され全体として所得再分配が行われているのである。

この結果、包括的な課税ベースと単一税率のVATの導入が可能となり、「税務執行コストの軽減と納税者のタックスコンプライアンスコストの大幅な軽減につながっている」(報告書)としている。

ニュージーランドの例は、給付付き税額控除を、単なる消費税逆進性対策を超えて、社会の所得再分配機能を高めるためのツールとして活用している。税制と社会保障改革を一体的に考えて具体案を提示しつつ国民への説得を重ねたことが、このような効率的な消費税(GST)の導入と社会保障政策の組み合わせにつながった。わが国に与える示唆は大きい。

(報告書の概要は、<http://www.japantax.jp/>から入手可能)

医療人材の確保・育成に関する 研究委員会 I

—「医療人材の確保・育成に関する課題 I」報告書—

持続可能な国民医療システムの構築には、医療費財源の安定的確保と並行して、すぐれた医療人材の養成と確保のためのマクロシステムが不可欠である。しかし少子・高齢化が急速に進行する今日の日本においては、他の先進欧米諸国と同様、医療人的資源の確保と適切な配分が、上記システム構築における最大の政策課題となりつつある。

このような認識の下、連合総研では、2009年2月に、同志社大学ITECとの共同研究プロジェクトとして、「医療人材の確保・育成に関する研究委員会 I」を立ち上げ、とりわけ「看護人材」に

焦点をあてて、医療人材の適切な量と質の確保を阻害、あるいは促進する社会経済的要因を明らかにし、さらには、それら人材が最大限に持てる能力を発揮するために必要なミクロの医療組織とマクロの医療提供体制について議論を重ねてきた。本報告書は、そこでの検討結果から抽出された課題を提起するものである。医療人材全体を射程にいたした検討とその検討結果に基づく政策提言は、「医療人材の確保・育成に関する研究委員会 II」に託すこととした。

本報告書は、「全体まとめと課題整理」および「各委員コメント総括要旨」からなる第 I 部と研究会各委員のコメントペーパーからなる第 II 部の二部構成でなる。本稿では、その概要につき、紹介したい。なお、概要紹介については、第 I 部を参考にしている。報告書の全文は、連合総研のホームページに掲載しているのでそちらを参考にされたい。

第 I 部 全体まとめと課題整理

(中田 喜文)

「医療人材不足」と表される現象を生じさせている背景はさまざまであるが、本研究会では、人口構造の変化(少子高齢化)に伴う慢性期医療ニーズの増加という長期的・趨勢的現象をとらえ、医療人材に関わる課題の検討を行った。

高齢者の病気は複合的であり、また、その機能の完全回復は期待することはできない。つまり、完治ではなく、完治のない状態あるいは機能低下と持続的に付き合っていくしかない。このような医療ニーズが増加しつつあるが、その多くは、診療所というよりむしろ、大規模・先端医療病院で対応されている。その結果、大規模・先端医療病院等には、急性期と慢性期の両方が集中し、これら病院が本来提供することを期待される、急性期医療・高度専門医療サービスに支障が生まれることとなる。

そこで、本研究会の課題として挙げたのが、高齢者の慢性期疾患の性質に鑑みた、地域にいて、各症状・程度

に合ったサービスを持続的に供給できるシステム、すなわち、「地域療養・慢性期疾患管理システム」の構築であり、そうすることによる、大規模・先端医療病院等への急性期医療・高度専門医療サービスの特化である。このようなシステムの構築により、マクロ的な医療需要の偏在を解消し、もって、医療サービス提供者の負担を平準化する。本研究会が、医療機関の機能再編・分化を政策的課題として捉えるゆえんである。

このようなシステムを構築するとすれば、医療人材(本研究会では看護人材)に求められる役割と能力・技能も変わっていくこととなる。

まず、大規模・先端医療病院は急性期疾患対応に特化することとなるが、そのことは患者の平均在院日数を短くする。一人ひとりの患者は手術等の急性期の集中治療のみのために、短期入院することとなるから、このような変化に対応して、病棟機能も変質することとなる。すなわち、担当看護師が、入院手続きから退院までの一連の流れを全て担当する形から、それぞれの看護師が医療行為の各フェーズを担当する形へと転換しなければならない。そして、そのことは、各看護師が特定の機能・サービスを提供する専門職としての色合いを強めることとなるため、それに対応した教育訓練システムの構築が求められることとなる。

一方、地域療養・慢性期医療管理システムの構築に伴い、看護師の働く場は、従来のものに、患者宅やサテライトオフィスが加わる。そこでは、ベッドサイドで患者の求める看護を提供するというよりはむしろ、担当する

患者に電話や自宅訪問で接触しながら、健康状態や処方された薬、さらには食事の内容と規則性をチェックし、行うべき運動等に関する日々のアドバイスをすることが中心となろう。このような看護の内容とその提供方法の移行には、医師法、あるいは保助看法等の改正も必要となろう。

このような医療提供体制の構築というマクロレベルのシステム構築に加えて必要なのが、現場レベルの施策の実施である。具体的には、①一日の終わりに、その労働による精神的、肉体的疲労から回復させるという基本的な権利の保障とそれを可能とする職場環境の確保、②仕事と生活のバランスのとれる職場、労働環境の確保、③変化する医療ニーズに対応した医療提供を可能とするチーム医療への再編、④それに伴い必要となる医療知識、スキルの獲得・向上を可能とするキャリア開発の枠組みの形成である。

第Ⅱ部 各委員のコメントペーパー

各委員のペーパーは、それぞれの視点から看護人材を取り巻く状況について分析し、政策提言を試みている。そこでは多くの共通の認識と提言が見られ、医療人材の育成・確保に関する長期的および短期的課題が明らかとなる。

看護職の働き続けられる職場づくり

(小川 忍)

小川氏は、看護職を取り巻く就業状況を概観し、最新のデータでは、就業者数が増加傾向にあることを近年の離職防止、再就業促進の取り組みの成果と評価する。しかしながら、中長期には、高齢化の影響から医療・看護・福祉人材の需要が着実に増加することから、その増大する需要にこたえる供給側の問題を指摘し、必要な対策を以下のとおり提示する。すなわち、現在の看護職の職場環境と離職理由をとらえると、看護職の働き続けられる職場をつくるために必要なことは、①労働時間管理の適正化と過重労働の改善、②ワーク・ライフ・バランスの

取り組み、③労働安全衛生活動の充実、そして、④看護職のキャリア支援とそれに対応した労働条件の設定である。

医療人材の確保・育成をめぐる課題— 二つの文書を掲げ所に (篠原 國造)

篠原氏は、自治労とヘルスケア労協の「調査」の「中間報告」の概要を紹介し、そこで明らかとなった「職場の実態」から看護職の確保・定着策について提言している。

調査結果から、看護師の過酷な労働条件および労働環境の実態が明らかとなるが、そのことは、「現在必要な時間」についての問に対し「睡眠時間」とする回答が6割超と最も高いこと。また、「看護職を続けたいか」との問いについても、3分の1以上の看護職が仕事を続けることに困難を感じているという結果に繋がっている。

このような現状を受け、必要な施策として、氏は以下の通り提言する。すなわち、①「看護人材確保法」を実効性あるものへと見直すこと、②「第7次看護職員需給見通し」は、看護職員等の確保を確実にする「計画」へ変更すること、③労働者保護の各種法令を経営者に遵守させるため、指導・監督を厳格に実施すること、④36協定締結の徹底と研修・委員会活動を労働時間として扱うルールを明確化すること、⑤「夜勤負担」を軽減させるためのシフトの提案とその効果を評価するモデル事業を政府の責任で行うこと、⑥医療と介護の制度は、人々が連続した「健康」な生活を送れることを目指して、制度設計の見直しを行うこと、⑦医療も介護も、多くの職種による「チーム」活動であり、そこでは対等の関係に裏打ちされた各「専門職」間の協働は欠かせない。それを保証すべく、現行制度を見直すことである。

看護職が働き続けられる職場づくり —ワーク・ ライフ・バランスを中心に (藤本 哲史)

藤本氏は、看護職が健康かつ安全に働き続けられたためには、彼らがひとりの生活者として適切なワーク・ライフ・バランス（略称WLB）を実現できていることが必要条件だと主張する。なぜなら、ワーク・ライフ・バラ

ンスが実現すれば、仕事の満足感や職場へのコミットメントが高まり、継続就労や生産性等の向上を通して組織への貢献の可能性が高まると考えるからである。そこで、氏は、看護職が「健康且つ安全に働き続けることが出来る職場」をつくる上で、重要な留意点を「ワーク・ライフ・バランス」の視点から、以下の8点を紹介する。すなわち、①看護職がどのような働き方を希望しているのか、そのニーズの実態を把握すること、②看護管理者が部下のニーズを正しく理解し、それにこたえるための支援を惜しまないこと、③職場の構成員が意見交換する場を作ること（そうすることで、対策を現場から構築できる）、④両立に苦しむ当事者に、問題解決に資する情報を提供すること、⑤従業員を長期的に育成するという人事施策をとることで、WLBとの相乗効果を得ること、⑥看護職に対し、職場（組織）がWLBに前向きな姿勢を持っていることを感じさせること、⑦看護師像や職場文化・慣行等の既存概念を見直すこと、そして⑧当事者の看護職が自律的に職場の改善のために行動する意識と行動力が必要であることである。なお、氏は、これらのポイントの前提として理解しなければならないことは、個人のニーズが多様であり、その多様なニーズを知ることの大切さと、そのような個人のニーズが、ライフステージと共に変わっていくことだと説く。ワーク・ライフ・バランスの実現において、もっとも調整の難しい、しかしながら、看過してはならない視点である。

中長期的な看護職員の人材確保に関する一考察

(田中 幸子)

田中氏は、まず現状の看護職の需給状況を概観し、超過労働の蔓延、20代へのストレスの高い職務の集中とその結果としての高い疲労感、交代制や文化、慣行に影響を受けたワーク・ライフ・バランス実現の困難性、とりわけ結婚子育て期の30代にとっての視点からの問題を指摘する。また、山形県の看護職就労者数分析からは、二次医療圏、病院規模、雇用形態別で年齢別就労者数分布に差異が認められた点を指摘して、需給計画策定において、医療圏の事情や年齢層によるライフニーズの差異に配慮する必要性が示唆されたとする。

その上で、①二次医療圏を単位とする、就労看護職に対するキャリアアップのための研修と相談、潜在看護職

に対する再就労支援とキャリア支援を行う地域のセンターの設立、②（このようなセンター活動を可能とする）さまざまな国、地方政府の支援間の連携を高めるための制度改革、③二次医療圏独自の患者・健康問題の動向に対応するための地域特性に対応するトータルな慢性期疾患ケアモデルの先行的試みの実施、④中長期の看護労働力供給の重要な新規供給源として、中高年齢看護師をとらえ、彼らが定年を超えて生涯現役で就労できる労働環境の整備、⑤（その具体化として）経験豊かな彼らにしかできない専門性の高い、高度で特化した業務遂行を可能とする専門性の高度化教育の実施、中高年齢者のニーズにこたえる短時間勤務を含む多様な雇用形態の導入、大規模・急性期病院から小規模・他領域施設へのスムーズな転職環境の整備の必要性を指摘する。

なお、長期的な看護職の人材確保には、現在の社会保障制度を前提に、看護職の教育（養成）から、多様な就労を可能とする環境整備、専門職としての生涯キャリア形成支援までトータルに考えていく必要がある。そして、そのような総合的アプローチを可能とするためには、行政、病院等医療施設、教育・研究機関の連携が必要であり、医療の専門家だけでなく、さまざまな領域の専門家が、現状分析、政策立案、そして実行に関与することが重要だとする。

看護職員のディーセントワークを支える医療制度改革を

(飯倉 裕之)

飯倉氏は、まず冒頭で、連合としての看護労働の実態に対する問題意識が4点あると指摘する。一つは、「手厚い看護体制」が充実した医療提供体制の要であるとの認識、二つめは、看護職員の労働時間管理を適正化することの必要性、三つ目は、潜在看護師に対する復職プログラムを社会システムとして構築する必要性、四つ目は、医師不足への対応も含めたチーム医療体制の整備の必要性である。

以上の問題意識に加え、本研究委員会での議論を通して、更なる検討項目と考えるにいたった視点として、以下の三つを指摘する。一つは、地域医療圏の中で、効率的な医療提供体制を考える視点から必要な医療人材量を計画することが求められること、二つ目は、看護職員の健康教育等の専門スキルを適切に評価し、それを診療

報酬の中で具体化する必要性、そして、三点目として、チーム医療の構築の前提として、医局のヒエラルキーの再考、言い換えれば医療従事者の意識改革の必要性である。

その上で、看護職員の人材育成・確保にむけた政策制度要求のポイントにつき、①看護職員の数だけにとらわれず、医療提供体制全体に関する改革を進めることである。具体的には、地域医療連携の中で、それぞれの医療機関が、どんな役割を果たすのかを考え、そのために必要な人数を考えて需給計画を策定していくという検討プロセスの確立、②看護職員の専門性を見直しと、そのスキルが高く評価される仕組みの構築、具体的には、慢性疾患対策、③職場（医療現場）での取り組みを進めていくこと、特に労基法の遵守等、労働者の根本原則に立ち返って、しっかりとディーセントワークが確保できる職場の文化を創っていくことの三点を指摘する。そして、このような論点と政策制度要求のポイントを踏まえ、連合は、安心と信頼の医療制度改革の実現に向けて、医療現場の働く環境の改善に全力で取り組まなければならないと結論づけている。

看護職員需給計画策定に当たって

(米田 幸夫)

米田氏は、日本の医療の現状と課題について、全国一律の保険料を払っている限り、地域住民は等しく平等な医療を受ける権利をもっているにも関わらず、実態はそのあるべき姿から大きく乖離していると指摘し、「いつでも、どこでも、安心してかかれる医療提供体制の確立」（安心・安全な医療提供体制）にむけて国民を巻き込んだ（国民合意）議論を展開することが早急の課題であると説く。

続いて、国の医療提供体制の見直し議論（医療制度改革）につき、いくつもの重要な論点を提示したのち、結局のところ、国の医療提供体制の基本的な方針が看護師の需給計画を規定していると指摘し、憲法でも保障されている国民（地域住民）の健康と命を守る観点から、国の医療政策として責任をもって医療提供体制を確立すべきであると主張する。

さらに、看護職場の現状と課題については、看護師職場の現状は8～9K職場といわれるように劣悪な労働環

境、労働条件の上に、最近では医療事故の責任転嫁がされるなど、看護職の労働環境は一層劣悪になっていると考察する。そして、このような労働環境を改善するには、早急に国がILO133号条約を批准することと、患者からの苦情、暴力、忙しさからくる職員同士のいじめなど、メンタル対策も重要な課題であると主張する。

そして、最後に、看護師の需給計画策定の留意点として、①各県の地域保健医療計画上の人員確保、②各県の第6次看護職員需給見通しの検証、③医療法上の人員配置基準の見直しと診療報酬上の人員配置との整合性の確保、④看護師の離職防止対策としての労働環境の改善、⑤離職防止対策と連動させた復職対策の作成、⑥看護職希望者を増大させる必要性、⑦看護の質の向上、⑧看護師数のカウントの前提の確認、⑨福祉職の需給計画の見直しと連動させることと、福祉職の労働環境の改善、処遇改善、社会的評価の高揚を介護政策に盛り込む必要の9点を指摘している。

【委員会メンバー(肩書きは研究会終了時点のもの)】

主 査	中田 喜文	同志社大学技術・企業・国際競争力研究センター (ITEC) センター長、同志社大学大学院総合政策科学研究科教授
委 員	田中 幸子	山形大学医学部教授
〃	藤本 哲史	同志社大学 ITEC 副センター長、同志社大学大学院総合政策科学研究科教授
〃	飯倉 裕之	連合生活福祉局次長
〃	小川 忍	日本看護協会常任理事
〃	篠原 國造	ヘルスケア労協事務局長、全済生会労働組合書記長
〃	米田 幸夫	経営支援センター松江取締役、前隠岐広域連立隠岐病院副院長
事務局	成川 秀明	連合総研副所長
〃	宮崎 由佳	連合総研研究員
〃	南雲 智映	連合総研研究員

理事会・評議員会報告

「2010年度事業計画・予算」を承認

—第61回・62回理事会、第54回評議員会報告—

連合総研は2010年9月16日、総評会館において第61回・62回理事会、第54回評議員会を開催した。理事会・評議員会では、2009年度の事業経過の要点を報告したのち、2010年度事業計画・収支予算・公益財団法人への移行方針など10議案について提案され、いずれも原案どおり承認された。

議案および改選された理事、評議員は以下のとおりである。

議 案

- ・第1号議案 2010年度事業計画に関する件（共通）
- ・第2号議案 2010年度収支予算に関する件（共通）
- ・第3号議案 「公益財団法人」への移行方針の決議に関する件（共通）
- ・第4号議案 公益法人改革「最初の評議員の選任方法」の決議に関する件（理事会）
- ・第5号議案 評議員の改選に関する件（理事会）
- ・第6号議案 理事・監事の改選に関する件（評議員会）
- ・第7号議案 理事長、副理事長、専務理事の選任に関する件（理事会）
- ・第8号議案 研究所長、副所長、事務局長の任命に関する件（理事会）
- ・第9号議案 各委員会委員の選任に関する件（理事会）
- ・第10号議案 顧問・参与の委嘱に関する件（理事会）

理事・監事<任期：2010年10月1日～2012年9月30日>

【理 事】

草野 忠義（連合総研理事長）	： 薦田 隆成（連合総研所長）
久保田 泰雄（連合総研専務理事）	： 有野 正治（電機連合委員長）
稲上 毅（労働政策研究・研修機構理事長）	： 井上 定彦（鳥根県立大学教授）
落合 清四（UIゼンセン同盟会長）	： 河野 和治（JAM会長）
毛塚 勝利（中央大学教授）	： 神津 里季生（基幹労連委員長）
鈴木 宏昌（早稲田大学教授）	： 竹内 法心（JP労組委員長）
中村 讓（日教組委員長）	： 南雲 弘行（連合事務局長）
西原 浩一郎（自動車総連会長）	： 八野 正一（サービス・流通連合会長）
林 大樹（一橋大学教授）	： 安本 皓信（日本機械工業連合会副会長・専務理事）
吉武 民樹（前児童育成協会理事長）	： 渡邊 和夫（フード連合会長）
渡邊 信（中央労働金庫理事長）	：

【監 事】

徳永 文一（読売新聞論説副委員長） 根本 良作（連合総合総務財政局長）
山本 幸司（連合副事務局長）

評議員<任期：2010年10月1日～2012年9月30日>

【評 議 員】

石川 太茂津 (全労済理事長)	今野 浩一郎 (学習院大学教授)
大日向 雅美 (恵泉女学園大学教授)	岡崎 徹 (全水道委員長)
岡田 康彦 (全国労働金庫協会理事長)	岡部 謙治 (教育文化協会理事長)
河田 伸夫 (森林労連委員長)	古賀 伸明 (連合会長)
駒村 康平 (慶應義塾大学教授)	小柳 正治 (JEC連合会長)
佐藤 正幸 (生保労連委員長)	末廣 啓子 (宇都宮大学教授)
高木 剛 (全労済協会理事長)	高橋 由夫 (国際労働財団専務理事)
種岡 成一 (電力総連会長)	徳永 秀昭 (自治労委員長)
中村 圭介 (東京大学教授)	藤澤 洋二 (海員組合組合長)
堀越 栄子 (日本女子大学教授)	森 一夫 (日本経済新聞特別編集委員)
森永 栄 (国公連合委員長)	山口 洋子 (連合副事務局長)
吉川 薫 (白鷗大学教授)	渡辺 幸一 (私鉄総連委員長)

2010年度 連合総研所員 (2010年9月16日現在)

職 名	氏 名	派遣元・現職
理事長	草野 忠義	連合総研理事長
所長兼副理事長	薦田 隆成	連合総研所長
専務理事兼事務局長	久保田泰雄	連合総研事務局長
副所長	龍井 葉二	連合
主任研究員	澤井 景子	内閣府
主任研究員	松淵 厚樹	厚生労働省
主任研究員	中野 治理	JAM
主任研究員	麻生 裕子	連合
主任研究員	山脇 義光	電力総連
主任研究員	矢鳴 浩一	UIゼンセン同盟
研究員	落合耕太郎	教育文化協会
研究員	宮崎 由佳	電機連合
研究員	南雲 智映	連合総研
研究員	小熊 栄	サービス・流通連合
研究員	高島 雅子	自治労
管理部門経理担当部長	畠山 美枝	連合総研
管理部門総務担当	村岡 英	連合総研
客員研究員	井上 定彦	島根県立大学教授
客員研究員	鈴木不二一	同志社大学TECアソシエイトディレクター
客員研究員	成川 秀明	前連合総研副所長

2010年度主要研究テーマ

1. 継続して実施する
調査研究<1>
経済社会研究委員会

(主査：小峰 隆夫 法政大学教授)

本研究委員会は、日本の経済・社会情勢を分析し、生活のゆとり・豊かさ、社会的公正の視点に立ち、経済・社会政策の提言を行うことを目的として、連合総研発足以来、常設の研究委員会として活動を続けている。

2010年度は、引き続き中長期的視点に立ったマクロの経済状況、勤労者の雇用・生活状況、さらに2009年度に分析した企業行動の変化などにも着目しつつ、各労働組合の方針策定や労使交渉の基礎資料となるデータの提供と問題提起に努め、研究委員会の助言の下に「2011～2012年度・経済情勢報告」を取りまとめる。

また、さまざまな政策の実施効果も見込めるような、中期的なシミュレーションのあり方についても検討を行う。

(研究期間：2010年10月～2011年9月)

<2>
勤労者短観調査研究委員会

(所内研究プロジェクト)

本調査研究は、勤労者生活の質の現状について、年2回(10月、4月)、「勤労者の仕事と暮らしのアンケート調査」(「勤労者短観調査」)を勤労者モニター(約1000人)に実施し、景気、家計消費、雇用などの主要な生活関連活動の動向、またその時々々の生活・労働の問題点について調査し、政策課題等への資料となる論点を報告書に取りまとめ、公表してきている。

2010年度は、2010年4月調査のスタイルを定着化させる方向で、定点観測を行う項目と設問の整理、時系列比較が可能となるようなD・I指標によるデータ表示、などについてさらに精度を高めるとともに、ネット調査の導入による、調査対象者

の拡大、集計の迅速化について取り組む。

(研究期間：2010年10月～2011年9月)

<3>
<シリーズ研究> 21世紀の日本の労働
組合活動に関する調査研究委員会(Ⅲ)

(主査：中村 圭介 東京大学教授)

本研究は、労働組合活動の現状について、主として労働現場における組合活動を基本にして、労働組合の活動の実態、新しい動き、組合員との関係など労働組合運動の実践的課題を明らかにする5年程度を目途にしたシリーズ研究である。調査研究の進め方としては、組合活動の実態について研究委員会主査と連合総研研究員によるヒアリング調査等で把握し、職場における活動を中心に労働組合活動の現状と課題についての事例報告を取りまとめる。また、この研究調査結果について職場役員、職場組合員に向けた労働組合必携本シリーズに編纂することをめざす。

2007年度(研究Ⅰ)は、「組織戦略と非正規労働者」、2008年度(研究Ⅱ)は「地域労働運動」についてヒアリング調査を行い、それぞれ報告書を取りまとめた(教育文化協会から新書版労働組合必携本シリーズとしてそれぞれ刊行)。

2009年度(研究Ⅲ)については、労働組合活動の基本的機能である「労働協約とストライキ」をとりあげ、単位組合における労働協約締結の状況、その中でのストライキ条項の内容、その条項についての組合活動での教育現状、ストライキ実施の場合の戦略と戦術の態様などについてのヒアリングを行うこととした(研究委員会のスタートは2010年9月)。

2010年度においては、各単組リーダー・担当者にヒアリングを実施し、労使紛争の背景、争点となった課題と状況、労働組合の対応、収拾後の職場や組合の状況などを明らかにす

2010年9月16日に開催された第61回理事会、第54回評議員会において、連合総研の2010年度事業計画が承認された。2010年度（2010年10月～2011年9月）の研究テーマは以下のとおりである。

るなかで、労使交渉において不満、あるいは納得がいかない場合の労働組合活動のあり方について、実践的な課題を提起していくことをめざす。

（なお、「シリーズ研究Ⅳ」のテーマについては、「Ⅲ」の研究がまとまった段階で改めて設定することとする）

（研究期間：2010年9月～2011年9月）

<4>

日本の職業訓練・職業教育事業に関する研究委員会

（主査：今野 浩一郎 学習院大学教授）

今回の戦後最大の不況により2009年夏には失業者数が約350万人を数えているが、これら失業者に対する離転職・職業訓練事業は、委託訓練を含めても数十万規模にすぎず、多くの失業者は個人努力による再就職活動を強いられている。一方、国の職業訓練策は近年、民間委託を重視し、公的訓練施設の縮小が進み、その民間委託の事業の効果についても疑問が呈されている。そして民間企業における人材育成・能力開発事業は、90年代半ば以降、停滞・縮小傾向にある。

勤労者の人材育成、能力開発は、グローバル化のなかでの企業競争、新産業育成において中長期的に極めて重要と指摘されているが、日本の人材育成・能力開発事業の現状は、公的事業、民間企業ともに貧弱な現状にある。とくに、世界同時不況での失業者増大に対し、その就職・就業を促進する離転職者の職業訓練・職業教育事業の強化が必要になっている。

本調査研究は、在職者、失業者、新規学卒者・未就業者の対象者別に職業訓練事業の現状と問題点を分析する中で、国等の公的職業訓練、事業団体の職業訓練など社会的に職業能力の形成をはかる新しい職業訓練・職業教育のあり方について検討する。とくに失業者・転職者の職業訓練について、政労使三者の協力による新たな職業訓練のあり方を討議する。

2009年度においては、海外における職業訓練の実態、関係省庁の施策、中小企業団体や専門学校の取り組みなどについてヒアリングを行うとともに、本委員会の対象分野として、国や自治体を実施する訓練と、個別企業が行う訓練の中間に位置する領域（「新たな公共」訓練ともいうべきもの）に絞るこ

とを確認した。

2010年度は、上記の確認にもとづいて、企業団体や自治体、学校などの連携による訓練の事例を中心にヒアリング調査を実施し、さらに職業教育のあり方も含め、提言を行っていくこととする。

（研究期間：2009年10月～2011年9月）

<5>

国の政策の企画・立案・決定に関する研究委員会

（主査：伊藤 光利 関西大学教授）

日本における国の法・制度などの政策の立案・決定は、これまで担当省庁の行政当局が関係者の意見を聴取しながら企画・立案（法案化）し国会議決となる場合が多く、一部は議員立法で制定されている。2001年中央省庁改革以降には総理大臣の基本方針に従い、省庁が立案する場合も生じている。最近では、政党が政権公約としてマニフェストを公表し、選挙結果によって政党・議員が立案し、国会決定される可能性が高まっている。

しかし、いずれの場合の政策の企画・立案においても、どのような意見が重視され、立案されたかの経過は一般国民にわかり難い不透明な現状がある。社会保障制度改革問題に見るように、今後は国民の政策選択が経済社会の質を左右する政治状況を迎えており、政策の企画・立案・決定のあり方が重要になっている。

本調査研究では、日本の国レベルにおける政策の企画・立案・決定について、行政（内閣官房、各府省）中心の従来のあり方から、新たに政党マニフェスト等による政治主導の政策の企画・立案に移行した場合には、政策の立案および国会決定がどのように変わるか、政策の企画・立案における重視要素、意見採択の判断内容等ではどのような差が生まれるかなどについて解明・分析し、国民に開かれた政策の立案・決定となるための課題について検討し、報告書にまとめることとする。研究対象としては労働法改正関係、社会保障関係、地方分権関係等で争点となる事例を設定して検討し、労働組合や国民の議論を促すものとなるように工夫する。

2009年度には、各委員会委員の問題提起を中心に進め、問題の枠組みを整理するとともに、とくに鳩山内閣時代の政策決定プロセスについて検証を試みた。(その成果の一部は、年内に中間報告としてとりまとめる予定)

2010年度においては、雇用・社会保障政策、予算編成、地方分権などのテーマについて、関係省庁、政党、労働組合をはじめ関係者にヒアリングを実施し、何が変わり何が変わらないかについて実態を明らかにするとともに、なお試行錯誤が続くであろう政策決定プロセスについて、課題提起を行っていく。

(研究期間：2009年10月～2011年9月)

<6>

連合総研・同志社大学 ITEC の共同研究<医療人材に関する研究II>

(主査：中田 喜文 同志社大学教授)

「研究交流に関する覚書」(2008年6月6日)を締結した同志社大学技術・企業・国際競争力研究センター(略称：同志社大学ITEC)と共同して、2008年度には「医療人材(看護師)に関する研究I」を実施した。連合総研内に医療関連労働組合、

看護協会、学識者およびITEC研究者からなる「医療人材研究委員会」を設置し、委員の報告、ITEC研究者の研究報告、医師、看護医療研究者からの看護師問題に関する研究報告等を受けて討議した。この討議を踏まえて、主査が総括論文、委員が委員論文を執筆し研究報告書をまとめた。

2009年度のITECとの共同研究は、「医療人材に関する研究II」をテーマとし、研究内容としては、主として急性期医療病院における医師、看護師等のチーム医療の現状と労働条件、人手不足問題に焦点をあて、病院医療における医療人材の労働条件の現状と問題点を分析し、病院医療における適切な人材の確保・育成問題について改善提言を行うこととし、医療現場における医師などの勤務実態、それを取り巻く医療システムの問題点、などについてヒアリングを実施し、課題の整理を行ってきた。

2010年度は、さらに焦点を絞り込み、①適正な労働・生活条件の実現、②チーム医療の再編、③スキルの獲得・向上などの課題について実態把握と検討を行い、今後の医療人材のあり方について提言を行うこととする。

(研究期間：2009年10月～2011年3月)

2. 新たに実施する調査研究

<7>

企業行動・職場の変化と労使関係に関する研究

経済のグローバル化やIT化のもとで、日本の企業経営や労使関係も改革すべきだという議論が提起されて、すでに十数年を経過している。とくに1997年の金融危機以降、企業経営は、長期利益から短期利益重視へ、従業員利益から株主利益重視へとシフトし、従来の人件費抑制に加えて、正社員から非正社員への代替が進められた。即戦力という人事政策に伴って賃金制度も成果・業績重視にシフトし、そうした人事政策の変化が、中長期的には企業の生産性や「現場力」にマイナスの影響を与えるとの指摘もなされた。一方、上記の変化は労使関係にも大きな影響を及ぼしており、低下傾向を続ける賃金水準、ますます個別化する労働問題、格差と貧困に

直面している非正規雇用問題などに対して、労働組合が十分に対応し切れていないことも指摘されてきた。

2008年の「リーマン・ショック」は、それまでの企業経営のあり方に改めて見直しを迫ることとなり、従業員重視や企業内訓練重視の傾向を示すデータも紹介されているが、全体としてどういう方向に向かうかは、まったく予断を許さない状況だといえる(連合総研が実施した「イノベーションの創出」の研究は、職場における「相乗り」型という特徴を見出したが、その将来については今後の研究に委ねられている)。

労使関係、とくに集团的労使関係の今後のあり方を探っていくには、①企業行動と人事制度、②労働・生産過程と職場集団、③労働者個々人と労働組合、それぞれの分野の分析にとどまらず、相互の連関を捉えていくことが重要になっている。

本委員会では、1) まず、各分野におけるこれまでの研究成果を整理した上で、企業労使に対するヒアリング、アンケ

ートによって、最近10年間程度の変化について調査する。2) さらに、その実態から問題点を明らかにし、今後の労使関係のあり方、労働組合の職場活動のあり方などについて課題提起を行っていく。

(研究期間：2010年10月～2013年3月)

< 8 > パート労働法改正の効果と 影響に関する調査研究

2007年のパート労働法改正は、不十分ながら差別禁止規定が明記されるなど、1993年の法制定以来、初めての本格的改正といえるものであった。努力義務化された項目も多岐にわたっているが、他方で、パート労働者を4つの区分に分けてさまざまな措置を講ずることなど、その運用面での課題を当初から指摘されていた。法改正から2年余を経過して、法改正の趣旨は労働現場にどの程度周知され、生かされているのか、実務上の問題点は何なのか、改正法の趣旨を徹底するには何が求められているのか、などの点が改めて問われている。

本委員会では、企業労使に対するヒアリング、アンケート調査を通じて現状と問題点を浮き彫りにし、パート労働法見直しに向けた課題提起を行う。また、調査研究結果については、フォーラムの開催などを通じて広く周知をはかる。

(研究期間：2010年10月～2011年9月)

< 9 > 緊急雇用対策・生活支援政策等の 活用状況に関する調査研究

(所内研究プロジェクト)

2008年の‘リーマン・ショック’は、国内における生産縮小と失業増大を招いただけでなく、多くの非正規労働者を直撃し、失業と同時に住居を失ったり、雇用保険のセーフティネットから除外され生活保護給付に頼らざるを得ないなど、これまで見られなかった雇用＝生活危機を浮き彫りにした。労働組合の要請行動などもあり、政府は雇用調整助成金の要件緩和をはじめ緊急対策の実施を決定した。その後、景気の回復に伴って、失業率や有効求人倍率などの雇用指標も改善してはいるが、若年未就業者の増加、長期失業者の滞留など、依然として深刻な状況が続いている。この間の政府の緊急雇用対策、生活支援策がどこまで有効であったのか、その実効

性確保のための課題は何なのか、とくに非正規労働者や若年労働者の活用状況について、当事者および支援団体へのヒアリング・アンケート調査を通じて、課題を明らかにしていく。

また、調査結果については、連合や関係団体の政策要求に生かされるよう働きかけを行う。

(研究期間：2010年10月～2011年9月)

< 10 > 協同組合の新たな展開に関する 研究

<中央労福協からの受託研究>

現在の日本は、市場原理主義的政策によってセーフティネットが破壊され、貧困・格差の顕在化という社会危機に瀕しているにもかかわらず、協同組合は、本来の相互扶助機能を十分に発揮できていない。「助け合い」や「自立・共助」を出発点とする公益の重要性が高まっている今だからこそ、この協同組合の本来の機能を改めて見直す必要がある。同時に、協同組合間の連携や、2012年を「国際協同組合年」とする国連総会宣言で謳われているような協同組合の国際間協力など、協同組合の新しいあり方について考える段階にきている。

連合総研と中央労福協は、関係団体とともに勉強会を開催してきたが、2010年度において委員会を設置し、関係団体や各方面の研究者とともに実態把握と課題整理を行いながら①伝統的な協同組合理念である共助・共益を超えた協同組合の役割、連携のあり方、②社会的経済（連帯経済）を推進する他の「社会的企業」との関係、連携のあり方などについて検討を深めていくこととする。

(研究期間：2010年10月～2011年9月)

< 11 > その他、当面の政策課題に対処し た機動的調査研究テーマの設定

上記の他、必要と判断される重要な政策課題について、連合総研研究員を中心とした所内研究プロジェクト等を機動的に設置し、調査研究を行う。とくに、雇用や社会保障の分野における政策については、必要に応じて短期的な調査研究を行っていく。また、アジア諸国における動向を踏まえ、各国の労働関係研究機関との連携を深め、日本との比較研究の実施などについて検討を行っていく。

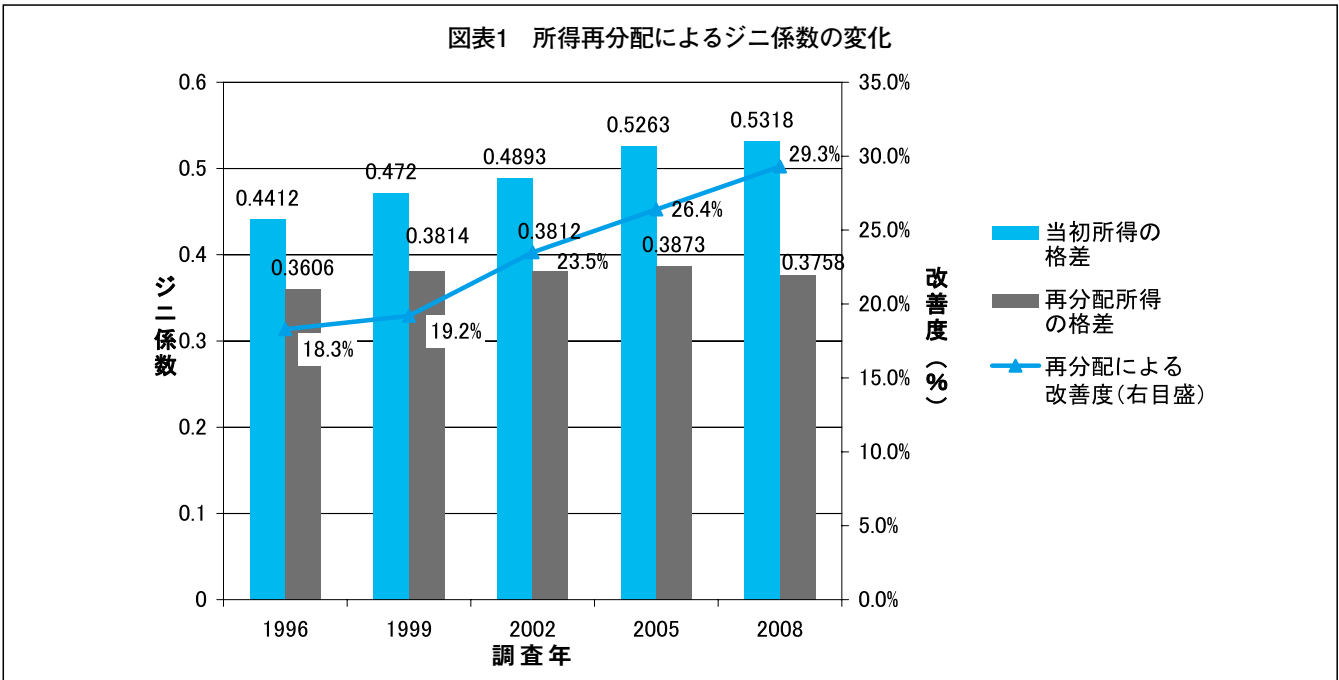
厚生労働省「平成20年所得再分配調査」

当初所得格差は過去最大、再分配によるジニ係数の改善度も過去最高

9月1日に、「平成20年所得再分配調査」（所得、税、社会保険料、年金等給付金品は2007年の状況を調査）の結果が厚生労働省から発表された。所得再分配調査とは、社会保障制度における給付と負担及び租税制度における負担が所得の分配にどのような影響を与えているかを明らかにすること等を目的として、1962年以降、概ね3年に1度の周期で実施されており、今回で15回目となる。以下、当該調査結果

の概要を紹介する。

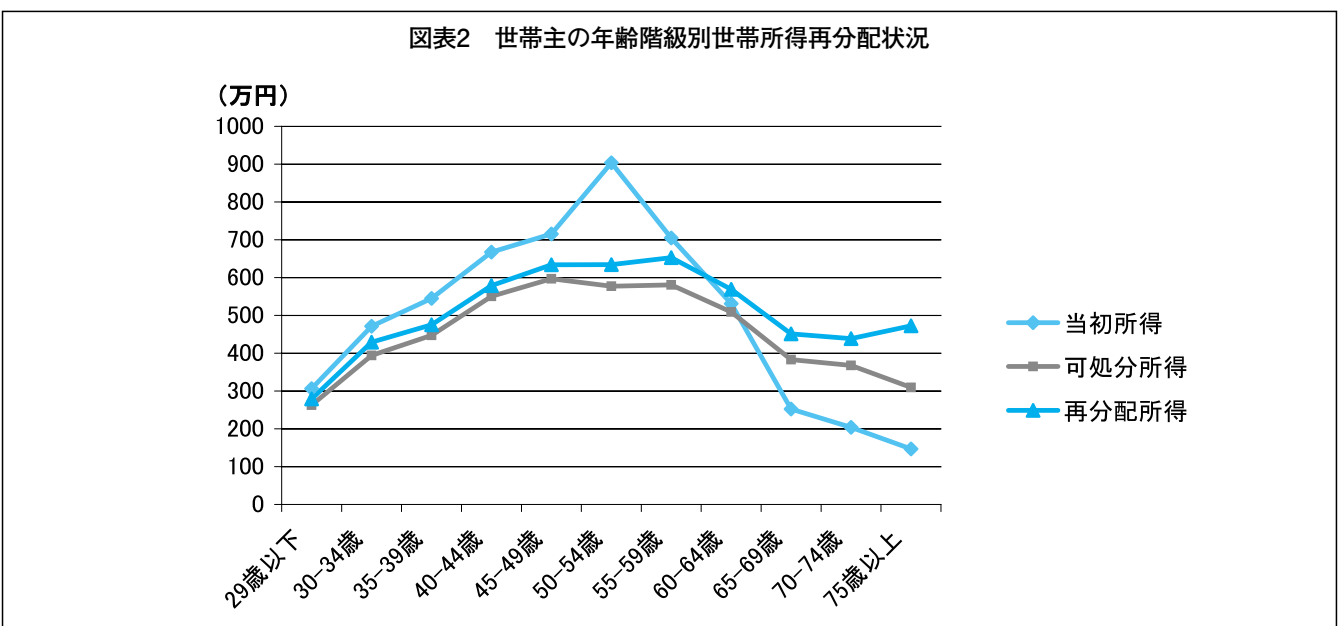
世帯単位でみた再分配が行われる前の当初所得のジニ係数¹は、過去最高の0.5318となった。一方で、税・社会保障による再分配後のジニ係数は、0.3758となり、再分配によりジニ係数は0.156低下、再分配による改善度（再分配によるジニ係数低下幅÷当初所得ジニ係数（%））は29.3%と過去最高となった（図表1）。



また、再分配による移転額の当初所得に対する比率である再分配係数（（再分配所得-当初所得）÷当初所得（%））をみると、高齢者世帯で316.3%、母子世帯で13.2%、一般世帯で0.7%、総平均では16.4%と、高齢世帯での改善度が高くなっている。

さらに、世帯主年齢階級別の平均世帯所得の分配状況をみると、再

分配後の所得が当初所得を上回っているのは、世帯主が60歳以上の世帯となっている。なお、課税前の家計収入から、税金や社会保険料などの義務的支出を差し引いた残りである可処分所得は、世帯主が60歳以上の世帯では年齢の上昇と共に減少する傾向にある（図表2）。



以上のように、当初所得のジニ係数は過去最高となって、全体としては所得格差が拡大しているが、世帯主の年齢階層別にみると、75歳以上で、前回調査（2005年）からのジニ係数の上昇幅が相対的に大きい。また、40歳代でも上昇幅が大きく、この年齢層でも格差が拡大していることがうかがわれる（図表3）。

なお、こうした世帯単位でみたジニ係数の上昇には、高齢化による高齢者世帯の増加（21.6%（2005年調査）→24.4%（2008年調査））や、単独世帯の増加など世帯の小規模化（世帯当たり2.78人（2005年調査）→2.56人（2008年調査））など社会構造の変化が進展していることも影響している。

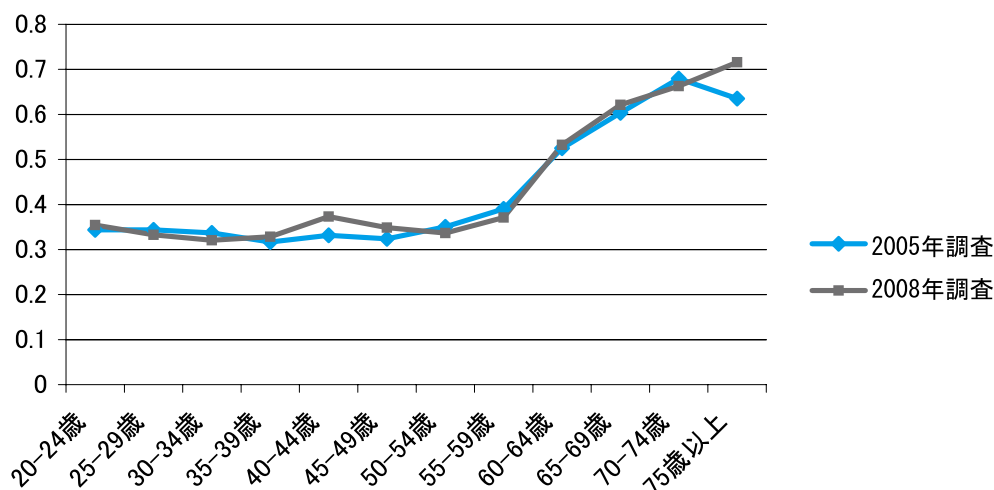
因みに、厚生労働省では、今回の世帯調査の年齢階級別構成割合及び世帯人員別構成割合が2005年調査と同じになるようにウェイト

付けをすることにより、ジニ係数の変化に対する高齢化要因及び世帯人数変化要因の影響割合の試算を行っている。その結果によれば、2005年調査から2008年調査にかけてのジニ係数の上昇0.0055のうち、高齢化の影響が+0.0034、世帯人数の減少の影響が+0.0119となっており、その他の要因は0.0097マイナスに寄与したとの結果となっている。

ジニ係数については、さまざまな見方や議論があるが、数字の変動に一喜一憂することなく、最近拡大しているともいわれる貧困層の減少に努めていくことが重要であろう。

i 所得の平等度を0から1までの値で測定し、0に近いほど均等、1に近いほど格差が大きいとみることができる指標。

図表3 世帯員の年齢階級別当初所得のジニ係数



主催：連合総研・教育文化協会・連合

第23回「連合総研フォーラム」のご案内

—2010～2011年度経済情勢報告—

日本経済は2009年春頃から海外経済の堅調な景気回復に牽引された輸出の増加及び大型の経済対策の政策効果に支えられ、回復してきました。しかしながら、勤労者にとっては依然として厳しい雇用・所得環境が続いており、勤労者は景気回復の実感のなさに対する不安や、景気回復自体の持続性や力強さに対する不安を抱えています。こうした不安の要因としては内需の弱さが大きいといえます。この内需の弱さには1990年代末以降の企業行動の変化が少なからず影響していると考えられます。

今回のフォーラムでは企業行動に焦点を当て、なぜ企業は中長期的な視点から設備あるいは人材に投資しないのか、なぜ短期的な収益確保の観点から人件費を含むコスト削減に偏った行動をとるのか等を問い直し、日本経済社会の持続的な成長と良質な雇用を実現するために、いま求められる企業行動のあり方について考えます。

多くのみなさまのご参加をお待ちしております。

- 日 時 2010年10月27日（水）13：00～17：00
- テ マ 「企業行動の変革による持続的成長と雇用」
- 場 所 東京・半蔵門「全国町村議員会館」2階・大会議室
(営団地下鉄半蔵門駅4番出口徒歩0分・営団地下鉄麴町駅3番出口徒歩6分)
〒102-0082東京都千代田区一番町25番地 (TEL：03-3264-8185)
※「全国町村会館(東京・永田町)」とは異なりますので、ご注意ください。
- 参加費 無 料
- その他 会場で「連合総研2010-11年度経済情勢報告」を配布します。

プログラム

- 13：00～13：05 主催者代表挨拶
- 13：05～13：30 基調報告「連合総研2010～11年度経済情勢報告」
薦田 隆成 (連合総研所長)
- 13：30～14：00 講演「日本経済の現状と課題(仮)」
小峰 隆夫 (法政大学大学院政策科学研究科教授、
連合総研経済社会研究委員会主査)
- <休憩>
- 14：20～17：00 パネル・ディスカッション「企業行動の変革による持続的成長と雇用」
加護野忠男 (神戸大学大学院経営学研究科教授)
加藤 丈夫 (富士電機ホールディングス株式会社相談役)
團野 久茂 (連合副事務局長)
小峰 隆夫 (法政大学大学院政策科学研究科教授)
(コーディネーター) 龍井 葉二 (連合総研副所長)

<お申し込み方法>

連合総研ホームページ上の専用フォーム (<http://www.rengo-soken.or.jp/>)、もしくはFAX (03-5210-0852) にて、**10月18日(月)まで**にお申し込みください。

FAXの場合は、「件名：連合総研フォーラム」「お名前」「ご所属・役職」「ご連絡先(電話番号)」を明記の上、連合総研・山脇あてにお送りください。

◇新著紹介

中村圭介著・連合総合生活開発研究所編・教育文化協会発行
連合新書18

労働組合必携シリーズⅡ 「地域を繋ぐ」

第一書林 定価700円（税別）
2010年7月30日 発刊



著者 中村 圭介 東京大学社会科学研究所教授
編者 (財)連合総合生活開発研究所
発行所 (社)教育文化協会
発売 (株)第一書林

「一人はみんなのため、みんなは一人のため」を合言葉に、雇用・生活の危機を連帯で乗り越える労働組合の役割が、いまほど求められている時代はありません。労働組合がもっと広がりのある開かれた存在であるためには、職場や地域で取り込まれている地道な努力に着目し、その成功と失敗の教訓に学ぶ必要があるのではないのでしょうか。労働組合必携シリーズは、新書版という気軽に持ち運べて読みやすい労働組合運動実践の手引き書であると同時に、「労働組合って結構頑張っているな」と多くの人に労働組合の真面目な努力を知ってもらうことを目標に編纂しています。本シリーズ第Ⅱ巻のテーマは、「地域に根ざした顔が見える労働運動」です。本書が、労働組合運動を地域から活性化し、新たな展開への進化の一助となれば幸いです。

序	静かな革命
第1章	地協強化への道のり
第2章	地方からの改革
第3章	内側に顔が見える
第4章	外側に顔が見える
結び	革命の果実

本書に関するお問い合わせは、連合総研（小熊）まで
TEL：03-5210-0851

【9月の主な行事】

- 9月1日 所内・研究部門会議
- 2日 勤労者の仕事と暮らしについてのアンケート（勤労者短観）アドバイザー会議
連合・連合総研ワークショップ「地域を繋ぐー静かな革命ー」 【中央大学駿河台記念館】
- 3日 日本の職業訓練・職業教育事業に関する研究委員会（主査：今野 浩一郎 学習院大学教授）
- 8日 研究部門・業務会議
企画会議
- 13日 所内・研究部門会議
- 14日 総務委員会【連合 3F】
- 15日 21世紀の日本の労働組合活動に関する調査研究委員会Ⅲ（主査：中村 圭介 東京大学教授）
- 16日 第61回・62回理事会、第54回評議員会【連合 3F】
- 17日 協同組合の新たな展開に関する勉強会
- 24日 企画会議

【職員の異動】

<着任>

矢嶋 浩一（やなる こういち）主任研究員 9月16日付着任

〔ご挨拶〕9月16日付で着任しました。UIゼンセン同盟では労働条件局を担当していました。私たちは、一定の労働条件を確保するために多くの責任と義務とが求められます。なにごとにも得るものがある半面、失うものがあるといいますが、戦後失ったものの中に大きなチャンスの種があるのかもしれない。時代の閉塞感を突破できるような運動に関わるべく取り組みを深化させていきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【編集後記】

先の参院選でも消費税が大きな論点となりましたが、少子高齢化の進展や公債残高の規模やその拡大傾向をみても、税制を始めとした財政の議論は避けて通ることができません。世間では、税制の議論というと、負担の議論のみが先行し、負担増加反対、という声が大きくなりがちですが、そうした議論を繰り返す間に一般政府の債務残高はどんどん拡大し、その対GDP比は主要先進国では最高の水準にあります。一方で、租税負担及び社会保険料などの国民負担率は、アメリカに次いで低い水準にあります。こうした中で、子育てから、雇用、年金まで、人々の生活の安心と経済成長を両立させるための要望は、より強くなっています。本号の特集記事にあるように、今後は、負担の面だけに注目する議論だけではなく、給付・サービスなど歳出の面も含めた総合的な議論が不可欠であると痛感します。 (松)

発行人／薦田 隆成
発行／(財)連合総合生活開発研究所
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋1-3-2 曙杉館ビル3F
TEL 03-5210-0851 FAX 03-5210-0852

印刷・製本／株式会社コンポーズ・ユニ
〒108-8326 東京都港区三田1-10-3 電機連合会館2階
TEL 03-3456-1541 FAX 03-3798-3303

DIOへのご感想をお寄せください

dio@rengo-soken.or.jp